

平成28年第1回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成28年3月10日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	15番 岩本雅雄
16番 出口治男	17番 香西和好
18番 原田定信	19番 三浦三一

欠席議員（2名）

14番 阿部雅志	20番 稲岡正一
----------	----------

会議録署名議員

5番 松村幸治	6番 藤川豊治
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 藤井正助
政策監 市原俊明	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	健康福祉部長 高島輝人
産業経済部長 天満仁	建設部長 友行義博
教育次長 吉田一夫	教育次長 高田稔
企画総務部次長 後藤啓	市民部次長 三浦康雄
健康福祉部次長 安丸学	産業経済部次長 阿部芳郎
建設部次長 大野芳行	土成支所長 郡久美子
阿波支所長 秋山雅彦	会計管理者 三木利彦
財政課長 石川久	水道課長 塩田英司
農業委員会局長 妹尾明	監査事務局長 那須啓介

職務のため出席したものの職氏名

議会議務局長 坂 東 重 夫

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 2 号 平成 27 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 3 議案第 3 号 平成 27 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 4 議案第 4 号 平成 27 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 5 議案第 5 号 平成 28 年度阿波市一般会計予算について

日程第 6 議案第 6 号 平成 28 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 7 議案第 7 号 平成 28 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 8 号 平成 28 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 9 号 平成 28 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 10 議案第 10 号 平成 28 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 11 議案第 11 号 平成 28 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 12 議案第 12 号 平成 28 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第 13 議案第 13 号 平成 28 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 14 議案第 18 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 15 議案第 19 号 阿波市職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第 16 議案第 20 号 阿波市行政不服審査法施行条例の制定について

日程第 17 議案第 21 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 18 議案第 22 号 阿波市税条例の一部改正について

- 日程第 19 議案第 23 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 24 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 25 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 26 号 阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 27 号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 28 号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 29 号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 30 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 31 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 32 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 33 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 34 号 市場北淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 35 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 36 号 市場中央第 1 集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 37 号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 38 号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 35 議案第 39 号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 36 議案第 40 号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 37 議案第 41 号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 38 議案第 42 号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 39 議案第 43 号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 40 議案第 44 号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 41 議案第 45 号 市場定松集会所の指定管理者の指定について

- 日程第 4 2 議案第 4 6 号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 4 7 号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 4 8 号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 4 9 号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 5 0 号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 5 1 号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 8 議案第 5 2 号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 9 議案第 5 3 号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 0 議案第 5 4 号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 1 議案第 5 5 号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定に
ついて
- 日程第 5 2 議案第 5 6 号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 5 7 号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 4 議案第 5 8 号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 5 議案第 5 9 号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 6 議案第 6 0 号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 7 議案第 6 1 号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 8 議案第 6 2 号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 9 議案第 6 3 号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 0 議案第 6 4 号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 6 1 議案第 6 5 号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第 6 2 議案第 6 6 号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第 6 3 議案第 6 7 号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定につい
て
- 日程第 6 4 議案第 6 8 号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 6 5 議案第 6 9 号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 6 6 議案第 7 0 号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定につい
て

日程第 6 7 議案第 7 1 号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について

日程第 6 8 議案第 7 2 号 阿波市道路線の認定について

日程第 6 9 議案第 7 3 号 阿波市道路線の変更について

(日程第 2 ～日程第 6 9 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は17名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（木村松雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

まず初めに、18番原田定信君の一般質問を許可いたします。

18番原田定信君。

○18番（原田定信君） おはようございます。

議長の許可をいただきました。18番原田定信でございます。一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項2点でございますけれども、前段今回ご案内のように、3月議会第1回定例会ということで、本市の当初予算案が示されました。それぞれ各課におかれましては英知を絞られた、私は当初予算の提案でないかというように思うんですけれども、まず若干その部分に触れたいと思うんです。と申しますのは、今回特に教育委員会、また市長のまさにこれご英断なんでしょうけれども、今回学校の各教室、普通教室140余りあるらしいんですけれども、そこにエアコン導入調査費がついたということで、恐らく子や孫たちを学校に通わす家庭にとっては、まず私は大歓迎されるんでないかということをつくづく思います。そのご英断に、財政厳しき折柄、心からまず敬意を表したいと思います。

しかし、私自身は非常に不満でございます。なぜかと申しますと、市長ご案内のように、この議会のこの本会議の中で、過去に私の記憶では7名、8名の議員からこの各教室のエアコン導入の質問がされました。ただ、何が不満なんかって言うと、そのときに市長から、また担当の部局から明確なご答弁をいただいているんですよ。だから、それがかたくなに、次々6人、7人、8人、この部分についての質問がされました。しかし、私の経過では、議員が質問する中で何ら前向きな答弁はいただいております。これご案内のとおりなんです。しかし、ここに来て、PTAが連合会として各学校の陳情を添えて、P

TA会員の陳情を添えて提案したことによって一気に設置に向けての委託料が設定されたというふうなことで、それはそれでいいんでしょうけれども、私はここで申し上げたいのは、やはり議員代表制をとっております。議員がそれぞれ市民の代表として、代弁者として、ここで一生懸命勉強した中で我々は理事者に対して質問をしております。そのことが、説明、回答、明確な答えがないままに、それらが陳情を添えられたことによって一気にこれが頂点をきわめた。今回、これに対しての予算が1,431万円ですから、1,400万円余りの予算が計上されたということでございます。前段申し上げたように、本当に財政が厳しき折柄これに取り組むってということは、これから私は、大変な予算が今後伴っていくし、それについても、これからもやっぱり維持費も相当かかってくるんでないかということも懸念されます。そういうふうなことから考えてみれば、理事者におかれては、ここで議員がする質問について前向きな答えが出た分については、私はぜひそれのご回答をいただきたい。できんのなら、できんでいいですよ。この場ででも、私が質問する中でも、できないもんはできないと言ってきて大丈夫ですよ、それは。財政が伴うんですから、当然そのことについては、できないものを高望みしても、これは絶対無理です、それは。だから、それはそれで私は、できないと言ってください、それでいいんです。するような前向きな話をされて、それができないというのは、議員それぞれ非常にわびしいことですよ、申し上げます。実は、半ば私は諦めとんです、ここで何ぼ言うたって、せんなど。二日、三日、頭の上を台風が過ぎ去ったら、また後は楽なもんじゃわというふうに思うとるか思うとらんかは知らんけどね、副市長、そういうふうな部分をつくづく感じます。だから、この議場っていうのは、理事者と市民の代表である我々のあくまでも真剣勝負の場みたいなんですから、前向きなご回答をいただいたら、やっていただきたい、それは。時間がかかろうと、取り組むという姿勢を見せていただきたい。その中の一つ申し上げますか。これは、市長とのやりとりの中で、私は、出産祝い金制度のことを申し上げました。既に1年余りたちます。そのときの市長の答えは、当然見直すべきが来とるので、見直しますというご回答をいただいたけれど、いまだに何ら見直されてない。出産祝い金制度をなくせと言うんじゃないんです。もっと多目的に、本当に子育てを標榜するまちとして、阿波市として、これはぜひこの予算を削るんじゃないしに、もっとふやしてでもいい。そのかわりに、入学祝い金とか、もっと子育てに少しでも市が応援できるような予算に変えようではないかと。最高20万円まで上げるっていうふうなことが、いかがなものか。市長もおっしゃってましたよ。それが原因で、この予算があるから子育て

てが、子づくりができておるといようなこともないということは、アンケートでも示されておるといことも言っとる。しかし、いまだに何ら進まない。これが現実です。

(「議長、これ通告にあるんで」と呼ぶ者あり)

答えは求めません。

(「ほなけんな、前段だったら何言うてもええんか」と呼ぶ者あり)

ちょっと静かにさせて、この人。

○議長(木村松雄君) 質問を続行してください。

○18番(原田定信君) はい。

じゃあ続いて、本題に入っていこうと思います。

そういうふうな中で、ぜひ答えについては正確にお答えいただきたい。いい答えいただいたことについては、ぜひ実行していただきたいということをお願いをして、本題に少々入っていききたいというふうには思います。

最初に出ささせていただいたのは、今朝も私見てまいりましたけども、庁舎外壁におけるふぐあいの発生です。このことについては、ついせんだって徳島新聞のほうでも発表がされました。ふぐあいの状況について、改めてそのことについてご答弁をお聞かせいただきたい、どういうふうなことで発見されたんか。新聞紙上では掲載されておりましたけれども、そのことと相あわせて、今後の保証交渉がどうなっていくのかというふうなことをぜひお聞かせ願いたいというふうに思います。

(10番 松永 渉君 入場 午前10時04分)

○議長(木村松雄君) 町田企画総務部長。

○企画総務部長(町田寿人君) 議長の許可をいただきましたので、原田議員の一般質問の1点目、庁舎外壁におけるふぐあいについてのうち、1項目めの改善と今後の保証について業者との交渉について答弁させていただきます。

阿波市新庁舎及び交流防災拠点施設建設工事は、株式会社奥村組四国支店が受注し、平成25年3月8日から平成26年12月12日の工期で施工を行い、段階的な確認検査及び竣工検査を実施し、平成27年1月1日より供用を開始しております。その後、平成27年6月に新庁舎の外壁タイルの一部箇所に浮きが見られたことにより、瑕疵調査の第1次調査を前倒しし、平成27年8月から交流防災拠点施設棟を含め、全体的な調査を行ったところ、それ以外のタイル壁面の一部にも浮きが確認されました。このため、現在施工

業者に補修を指示し、作業を進めております。

なお、補修工法につきましては、公共建築改修工事標準仕様書に基づく注入工法と張りかえ工法の中から、施工業者への説明を求め、比較検討を行った結果、工事期間や実務に影響がある作業中の騒音、補修後の美観等を考慮し、また施工後の安全性、試験施工で確認した上で、注入工法を採用しております。この事案につきましては、阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則第41条瑕疵担保第1項に基づき指示しており、補修作業に係る費用は施工業者の全額負担で実施しております。

今後の保証につきましては、契約約款に関する規則第41条第2項には瑕疵担保期間が2年と定められておりますが、この事案につきましては補修箇所が広範囲であることから同項ただし書きを適用し、タイル工事に関する瑕疵担保期間については10年とすることを指示しており、施工業者もその旨了解をしております。

今後10年間の調査方法につきましては、現在施工業者と協議中ではありますが、施工業者の費用において1年ごとに部分打診法と壁面全体の外観目視法による調査を行い、また10年目については全面打診法による調査を行うこととし、調査結果については、その都度提出することを義務づけ、その結果、補修の必要があると認められた場合には、最新の建築改修工事標準仕様書に基づく工法で補修を行うことで大筋合意をしております。

また、10年以降の点検につきましては、市庁舎及び交流防災拠点施設棟が災害時の拠点となることから、専門業者による点検も考慮しながら、適切な建物の保全を行ってまいります。

平成26年12月に新庁舎が完成し、平成27年1月より供用開始して間もない時期に補修作業の必要が生じたことにつきましては、市民並びに市議会議員の皆さんには大変ご迷惑をおかけしております。今後におきましても、定期的な点検を適正に実施し、市民の皆様が安心して来庁していただける市庁舎として管理運営を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 原田定信君。

○18番（原田定信君） 再問させてもらおうと思うんですけども、今部長のほうから、浮きが発見されたということですよね。確かに、私自身もまるでの素人ですけども、東の入り口から入ったときに、タイル見たときに、確かに浮いてますよ。これ私らの素人の肉眼でもわかるような浮きですよ、これは。あえて、今もう一つお聞きしたいのは、じ

やあ浮きを中心にして、これのふぐあいとみなして、それで今工事をされているのか。これ大変な面積になろうかと思えますよ、私は。というのは、全部これタイルで、庁舎そのものがタイルでおおってますよね。例えば、アエルワの上、3階から屋上にかけての非常に搭が高いところも、これも全部タイルです。ここらの調査とか、そこらの部分的な調査が、果たしてどうやっているのか。それも全部全て100%調査してのことなのか。それとも、庁舎の中のところも、これも全部同じような工法のタイルですよ。そこは、まだ工事っていうか、ふぐあいの調査をされたのかされてないのかわからないけれども、着手する前なのかどうなのかわからないけれども、それとてふぐあいの対象でしょう、恐らくは。そこらについては、これ問題はなかったのか、どうなのか。

それと、私が思うのは、ときの市の行政に携わる一人として、この時代にできた私はすばらしい、天下に誇る新庁舎でなかろうかと思うんだけど、この瑕疵担保については通常2年だけれども、これから改めて10年に延長するっていうようなことを今企画総務部長が申されたけども、じゃあ10年して崩落してかかったら、これは何も市から要求はできないんですか。もともと、これ不良、欠陥じゃないですか、この庁舎自体、そのものが。視線が業者に行ってるんでないですか。私は、市民に向けてもらいたいと思う。市民のこれは財産ですよ、この庁舎っていうのは。すばらしいデザインでできてる。施工業者だけ言われてるけど、設計業者はどう入っているんですか、この仕事には。このふぐあいの発生には、設計業者として、設計監理をする業者としては大きな責任があるでしょう、当然。

また、立場を変えて考えましょう。普通の家それぞれの皆が夢を立てて建てたマイホームが1年そこそこで外壁が崩れ出したら、そういうふうな工法で皆さん辛抱しますか。我慢しますか。やりかえさせるでしょう、全部。そういうふうな交渉ちゅうんは、中では出なんでしょうか。

それと、今10年の瑕疵担保と言ったけど、10年はそれはそれで一つの区切りでしょうけれども、今回のこの補修する事業費ね、2,000万円ぐらいとは聞いてますけれども、果たして2,000万円で私本当にこれできるかなというふうに思います。まだまだこれほんの一部でしょう、今手がけてるのが。3階へ、屋上まで上がっていくでしょう。何か庁舎の中の吹き抜け部分の中も、全部これタイル張ってますよ。きょろきょろしたら将来庁舎に入っているのに、ヘルメットかぶらな入ってこれんようになりますよ。そこらをもっと正確に示させるべきでないですか。強いて言えば、外壁全部やり直させるぐ

らしい強い姿勢で臨まなければ、市民は納得しません。しばらくして、これがもしも落ち出した場合、災害時の後方支援を標榜する阿波市じゃないですか、災害時に一番に外壁から全部揺れて落ちたとなったら、こんなん笑いもんです。そういうふうなところから、まずしっかり手がけていただかなければ、管理監督果たしてどうしよるんか、そのための設計委託業者がどうかかわっておるのか、そのことも含めて、私は強い交渉をするべきだと思うんですけれども、今まで申し上げた中でのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 原田議員の再問にお答えさせていただきますが、不確定なちょっと要素もありますので答弁にならない部分もございますが、ご了承を願います。

原因といたしましては、両施設全面タイル調査を行っている際に、状況を把握するために浮きが最初に確認された箇所と健全な箇所についてそれぞれのタイルをめくり、下地の状態の確認を行い、結果、健全な箇所については良好な施工が確認できたのに対して、浮きを確認した箇所ではコンクリートの躯体面と下地モルタルの界面での浮きが見られて、それを究明するために浮き発生箇所のタイルを奥村組の西日本支社の建築工務部の技術課で調査を行ったところ、このような状態が発見されました。

それと、管理会社の責任ということなんですけど、本工事の管理業務につきましては、株式会社アール・アイ・エー大阪支社が受注し、施工中の作業状況の確認や中間検査の立会、市と施工者との連絡調整を行い、タイル工事におきましても、タイル下地の引っ張り試験を9カ所、タイルの引っ張り試験を17カ所立会し、いずれの試験も合格しておりますので、今後これについては、究明、協議していきたいということでございます。

それと、議員も申されたように、補修に係る費用につきましては、現在把握しておりますのは2,000万円をやや超えるのかなということで、掌握しております。

それと、タイル以外の外装が補修箇所が多いのではないかとということもございますが、全体の割合で10%ということになっております。

それと、答弁とは若干ずれるんですけど、補修の仕上げ確認につきましては、現在補修は注入工法で行っていることから、1度の作業範囲は1カ所の浮きのある箇所ごとになります。このことから、調査から注入、自主検査まで、一連の作業で行っております。また、自主検査は、公共建築改修工事標準仕様書に基づき、施工範囲の注入面積の100平米ごとの引っ張り試験も行います。全ての補修完了後に検査結果を添えた瑕疵補修工事等の完了届も提出してもらい、確認を行うこととしております。

現状での報告ですので、議員の質問に答えてない部分もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（木村松雄君） 原田定信君。

○18番（原田定信君） ここについては、最後の質問になりました。

ただ、企画総務部長のほうから回答いただくのは非常に酷なとも思ひますけれども、専門でないからね、分野が、そういうようなところをつくづく思ひます。しかし、まずしっかりと私は心にとめ置いていただきたいのは、これは阿波市民の大きな財産なんですよ、これは。これから先10年もつたらええというんじゃないんです。これから未来永劫に、次の建てかえがいつになるんか私わからないけど、それまで市民の財産であつて、市民一人一人の触れ合いの場所であるし、集いの場所、学びの場所、全てを網羅した、このアエルワを含めて、大きな財産なんです。そこらのところが、施工後間もなくそういうふうな崩落が、恐らくおそれがあるということなんでしょうね、浮きがあつたっていうことは、と思うんですけれども、そのことについては、やっぱりときの行政を預かる一人として、また行政に参画する我々議員一人一人にとつても、これは将来にもしもここらからふぐあいが発生するのが見えたとなつたら、責任がありますよ、皆さんにも、私らにも。だから、あえてこれを強く言っているんです。あのときにしたやっちゃなど、ああ、誰それが市長のときじゃな、誰それが部長のときじゃな、誰やらが議員しよつたなど、ええかげんでしたんじゃないと言われるのが、ときの相場なんです。だから、そのことを言われないうちにも、今しっかりと、ああ、そこまで検証したんか、そこまでやったのかという、私は必要性が特に問われる。

あえてもう一度、事の原因を、部長のお考え方の中で聞かせてくれたらいい。これは、あくまでも業者の手抜きなのか、それとも工期を急がせたがためのこういうふうなものが発生したのか。そのためには、私は設計委託業者があると思うんです。だから、そこらも含めて、どう考えるのか、その原因、把握できるところを。どう考えたって、これは業者の手抜きですよ、私に言わせたら。そこらのところをはっきり示していただきたい。

それと、先ほど来から2,000万円という、これに係るところのお金示されましたけれども、2,000万円を目途として直しよんではないですよ、決してこれ。3,000万円かかろうと、5,000万円かかろうと、これは全部やりかえていただかなければ、将来の広報に、阿波市にお越しの際はヘルメット着用してくださいなんちやう広報出

さなあかんようなことになる。そういうことも踏まえたら、これはしっかりした原因究明をするべきであるし、しっかりした保証もとるべき。全員協議会するとき、私質問して聞きました。もしも事故が発生して、来られた市民の人の頭に当たるなりして、けがした場合、責任どこにあるんですか、責任は阿波市にあります、そのとおりでしょう。施工業者じゃない。家の持ち主にあるんは当然です。阿波市にあります。それがためにも、私はぜひ明確な、もっと正しい、正確なことを市民に示していただきたい。庁舎全体の中での調査した結果、ここはこうでしたっていう部分を、タイルの張っとるとこわかるんですから、全部それをまた調査の結果、ここは大丈夫です、問題ありません、ここはちょっとクエスチョンですみたいなところあれば、これ部長のほうから、そこらの外壁の調査についての結果を教えてくださいませんか。いかがでしょうか。この問題は問題なかったり、ここはちょっと問題があるということを、最後の質問でお答えいただいたらと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 原田議員の質問に答えさせていただきます。

現在、補修工事を行っているような状態でございます。この工事を施工する際には、それぞれのさっき申しました役割分担というのがあったと思います。それでありますので、いろんな原因究明を総合して、来るべきときに正確な報告をまたさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

いま先ほど、工事も施工中ということで、これは4月中には完了する予定としておりますので、全ての工事が終わった際に、それぞれの、繰り返しますが、役割分担でもございますので、どこに本来の原因があったっていうのを究明いたしまして、ある機会に報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（木村松雄君） 原田定信君。

○18番（原田定信君） 半分ぐらい理解できました、半分ぐらいね。ただ、私の申すのは、それぞれの箇所にて全てタイルの茶褐色で統一したっていう、本当にきれいな庁舎ですよ。ほかの町の人にも誇れる庁舎です。ぜひそれがふぐあいがあったっていうことで、そのなくなる、安心して皆が見とれる、文字どおりのすばらしい庁舎になるように、これはしっかりとやってもらいたいというふうに思います。あくまでも市民に対して知らせていただけるような責任が理事者にあるっていうようなことをお願いをして、今申し上げたことのご回答を後日いただけたらというふうに思います。

1点目、終わります。

2点目の市内の公共交通について質問させていただきます。

実は、このことについては、前々回かな、私代表質問でさせていただいた経緯がございます。阿波市の、よく聞くキャッチフレーズの中で、子育てするなら阿波市でっていうふうなことをよく聞かれた。それは、前段も申し上げたとおりです。まだまだ私は、子育てするなら阿波市だと標榜するには、まだ第一歩が踏み出せたときでないかなというふうには思っております。中学卒業までの医療費は見てくれるようになったということは、2,900万円余りの今回予算計上されていますけれども、これも大きな成果ではなかろうかと思うんですけど、進んだ町にすれば、そういうようなところがもう既に執行している町もあるんです。そういうことからすれば、文字どおりキャッチであるけれども、子育てするなら阿波市だと、外に向いて、胸を張って言えるようなものについても進んでいてもらいたいのも事実です。

それで、もう一つのキャッチが、よく聞くのが、住んでよかった阿波市、これからも住み続けたい阿波市ということを聞きます。よく言われているのを聞きます。どういうことなのでしょう、それは、住んでよかった、これからも住み続けたいと、その標榜するのは、私は行政には本当に大きな責任があると思うんです。本当に恵まれてる、サービスが充実してる、もちろん他の町と比べてなんです。それが、私はあえてこれからも住み続けたいというふうな町につながっていくと思うんです。それがための今回質問させていただいた交通網の整備です。前々回ですかね、私の会派の森本議員からもこの質問がありました。私は、特に今中山間地域抱えるところにとって、やっぱり交通の便、大変な問題なんです。私が知ってる範囲の中で、家族からは免許証返上せえって言われてるおじいちゃんたくさんいます。皆さんも聞くでしょう、恐らく。免許証返上せえよって言われる。80過ぎて、まだ乗っとんです。じゃあ、どうしてその人らが返上せんと乗るのか。事故が起きるのを待っとるだけなんです。事故はしょっちゅう起きてます、小さな事故が。これが死亡事故につながったら大変だと思うんで、家族は返上せえっていうことを言うんだけど。その返上できない理由は、返上したら足がない。要するに、出かけるにしても、移動手段が何もないということなんです。だから、そこらのことについて、阿波市は公共交通機関がないから、その部分についても行政におくれをとっているし、これからもとり続けると思うんです。このことについては、私は、今アンケートをとっておるやに聞いています。内容は、私見ておりません。そのことについて、アンケートがある程度回

収されているならば、お聞かせ願いたいと思うんです。

それと、この後吉田議員からも笠井議員からも、自動車運転免許証のサブセンターの設置についての要望の質問がお二人から出てます。このことについては、私は何も触れるつもりはない。ただ、ここに来る人は免許証がないんです。だから、サブセンターがあって講習に来たり、いろんな申請なんかに来るんです。みんな車の免許証がない。持てるだけの能力があっても、今免許証何かの都合で持たれてないか。この設置も、強く私要望したい。後の二人の質問に委ねたいと思うんですけれども、そういう計画が県のほうから示されたとして、公共の交通機関がないのに設置できますか。どうですか、私が答え言うわけじゃないけれど。それがためにも、公共の交通機関が私はぜひ必要でないのかなということを思います。

県の西部にこれを設置しようとするれば、徳島本線沿い、吉野川市か貞光、このあたりに設置しても、ごくごく不思議じゃないと思いますよ、これは。政策監おいでるから、政策監は恐らくそこらの話も県と通じてやられる部分があるんでないかと思うけども。そんなことのためにも、ぜひ私はやはり公共交通機関、例えば学駅からこのところに来るような定期バスの運行、また土柱におけるサービスエリアから、そこからこっちに来るバスの移動とか、こうなったらこれは路線になってくるから大変なんでしょうけれども、それが最終目的にいかなければ、市の発展は私は見込めないんじゃないかということもまず思うし、同時に前段の私の今回の趣旨に戻りますけれども、移動する足がないお年寄りにしてみれば、やっぱり病院へ行くのにも隣の人に送ってもらう、息子や娘、嫁に送ってもらう。乗り合わせて行ってます。隣が乗せてくれるけんって言うて、行っとるんだけど、私は、もしも事故が起きたら、お隣の人大変だろうなど。善意で隣の方、もちろんお金も取らず積んでいってあげよっても、仮に事故したら、その事故したお隣の、足がない、積んでいったげたその人に対しての責任が発生するんですよ、そこには。そういうことを考えてみれば、やっぱり一日も早い社会参加をするためにも、スーパーに買い物に行く、病院に行く、知り合いのところへ行く、友達のところを訪ねたいという中で、市内の循環バスをぜひ3路線、4路線決めていただいて、それで不定期的にでもいいんです、それが1日に2回ぐらい前を通るんだみたいところで、停留所も決めんと、いいところで乗ってもらう、一律幾らだっというふうな料金設定もしてやってもらうようなことを、特にこれからの高齢化がますます深まっていく中での必要であるんでないのかな。そういうことが、あえて住んでよかった阿波市、これからも住み続けたい阿波市っていうのに私はつな

がっていくというふうにするんです。そういうふうな中で、まず最初にご答弁いただきたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、原田議員の一般質問の2点目、市内の公共交通についてのうち、市内を循環する交通網の整備が必要ではということについて答弁させていただきます。

最初に、現在の阿波市の現状について申し上げます。

現在、阿波市の公共交通については、徳島バスが運行する、徳島駅から鴨島駅の吉野町の一部を経由する路線と、市場町を中心に、市場交通が運行する3路線の合計4路線が運行されております。市場交通の路線は、市場町町筋を起点として、主に県境及び吉野川市のJR学駅までを南北に運行し、西は土柱まで運行しております。また、徳島バス株式会社の路線は、JR徳島駅を起点とし、四国大学、ゆめタウン徳島及び吉野町を経由し、JR鴨島駅まで運行しており、市場町町筋を起点とする路線とは接続していない状態となっております。

次に、議員が申されたように、高齢化が進む中、買い物、通院、通学等、自動車等の移動手段を持たない高齢者が増加する中、生活の足となる交通手段をどのように確保するのか、最も重要な課題であるかと考えております。また、阿波市版の総合戦略におきましても、活力ある、暮らしやすい地域づくりの施策の中にも、公共交通機関のあり方検討として掲載されております。

阿波市路線バスの運行経路につきましては、昨年平成27年8月に開催されました阿波市地域公共交通会議におきましても、議員の申されたように、商業施設等の利用や医療機関を考慮した既存路線の停留所追加による利便性向上や阿波市新庁舎の供用開始に伴う路線の延長など、さまざまなご意見を委員の方々よりいただいているところであります。このような背景により、昨年の12月補正予算において地域公共交通に係るアンケート調査費用について予算を議決いただき、今年に入って2,000人を対象としてアンケート調査を実施したところであります。

今後におきましては、アンケート調査の分析を行い、その結果をもとに庁内関係部局による事前協議を経て、阿波市地域公共交通会議においてご協議をいただくとともに、また公共交通にかかわる方々のご意見もいただきながら、さまざまな可能性を視野に入れつつ、慎重に検討し、取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解くださいますよう

よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 原田定信君。

○18番（原田定信君） 今、ご答弁いただきました。

まだアンケートの回答は出ていないわけですね。

1点お聞きしたい。じゃあどのような市民の方を対象に、これアンケートを求めているのか。例えば、働き盛りのバリバリの人に交通機関、市内を循環する交通バスの設置いかがですか聞いても、必要ないですよ、これは。私が思うのは、やっぱり高齢者を対象にしたアンケートでないかと思うんですけど、どのような人を対象にしたか、またそれをお聞かせいただきたいと思うんです。

それと、高齢者を抱えておる家庭、それぞれご家庭の中にあって、やっぱり事あるごとに息子や嫁が送っていかなければならない。病院に、買い物に、また友達のところへ用事に行くのに、積んでいってくれんかっていうようなことで、非常に労力を要する部分もあろうかと思うんです。そうしたところから見れば、やっぱり老人会とか市内の長寿クラブなんかの方々にそういうふうな形を聞くべきだと思うんです。それには、高校生や中学生も誰でも乗れるような、そういうふうな運行を設定されたら、みんながやっぱりそれに乗って移動ができる。また、その人たちの視野も広がっていくし、生活環境も広がっていくんじゃないかというふうに思うんです。ぜひ私はこれは必要でないのかなというふうに思っております。

前段も申し上げましたとおり、もう一遍言いますけれども、住んでよかった阿波市、これからも住み続けたい阿波市実現のために、やっぱりそういうふうなところの部分をお聞かせ願いたいというふうに思うんです。

どういう人を対象にしたのか、部長のアンケート対象年齢、ちょっとお聞かせ願いたい。また、回答が集計できたら教えてもらいたいと思うんです。そのことについて、今私が申し上げたこと、市長お聞きいただいたんですけど、市長、市内の公共交通網の整備についてどのように市長は考えられるのか、市長からも最後にご回答がいただけたらというふうに思いますので、よろしくご回答ください。お願いします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 原田議員に、再問にお答えさせていただきます。

アンケートの抽出方法につきましては、2,000人と申しましたが、旧4町の balan

スよく、年齢別に15歳から70歳というのを、若い人であれば通学等に利用する、そしてまた高齢者の方は70歳までということで、そこいらでランダムに抽出してアンケートのお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 原田議員からは、公共交通関係のご質問をいただいておりますが、ただいまの質問の中で、本当にこの2,000人のアンケートをとってますけれども、アンケートをとる前から単なる、早く言えば、15歳から70歳に対してですかね、もう一つ焦点を絞って、実際に公共交通に頼ってる高齢者、買い物とか、あるいは病院とか、あるいはその送っていったる奥さんとか、家族の方、そんなところにも焦点をもっと絞ってアンケートも別にしてもいいんじゃないかっていうふうな私は意見と受け取りました。まさに、そうだと思います。

今、部内の担当の中でも、あるいは市民の方からも、市公共交通の交通会議の中でご意見をいただいておりますけれども、そういった意見をさらに会議の中で市のほうから提示して、アンケートを補足っていうんですかね、そんなところもしっかりと調査する必要があるんじゃないかと思ってます。

私も、先般、地区を言っているのかどうかわかりませんが、大影地区の高齢者の方が二十四、五人おいでます。私も、年に二、三回は呼ばれて行くんですが、そのときに高齢者の方、女性の方ばかりなんですけど、本当に地域で困っていることは何ですかって聞きます。なかなか言ってくれないんですけどね、僕の想定したところ、地区が地区なので買い物ですかね、あるいは病院へ行くのにお困りじゃないかってお聞きしましたら、市長がせっかく聞いてくれるんだから、何かは市長にお願いせないかなという話があります。買い物とか病院通いのことは言わないんです。じゃあ、どうして対応してるのって聞きますと、再度再度聞くんですが、これはみんな、地域の方がまとまっているんでしょうね、お互い電話し合いながら、病院に行くんだったら、誰かに相乗りする、あるいは買い物も誰かにお願いする、または相乗りする。そんなところで、どうも対応されてるようです。ただ、その高齢者の婦人たちが対応できないのは、私びっくりしたんですが、実は猿だけはどうにもならない。これだけ何とかしてください。私どもの手に負えません。だから、所によって、そんなところも市民の連帯意識ってのも要るんじゃないかな。ただ、これを全部阿波市民に当てはめるのはいかなものかなということも考えてます。

議員がいろいろご質問の中で、非常に我々の知恵って言ったらいかんですが、アドバイスをいただいておりますので、そのあたりもしっかりと会議のほうの職員、委員長もおりますけども、指示して、もっともっとやっぱり市民が本当に交通弱者のことについてこれからは真剣に考えて、立派な公共交通の整備をしていきたい。まさに、議員が言われるとおりに、住んでよかったな、これからはやっぱり住みたいという本当にまちづくりに前進していきたいと思っております。本当にありがとうございました。よろしくご理解お願いします。

○議長（木村松雄君） 原田定信君。

○18番（原田定信君） 今、市長からもご答弁をいただきました。

先ほど来、アンケート云々っていうことはおっしゃいましたけども、やっぱり部長、アンケートだけに頼るっていうのはいかがかなと私思います。本当に必要としとる人がこのアンケートに遭遇しなかったりしたら、やっぱりアンケートの対象者の方に全部このアンケートからのご回答がいただけるかどうか。自分たちにも立場を置きかえて、例えば1カ月、1週間でもいいですよ、もしも車がなくなって、車を取り上げた状態で考えてみたら、これよくわかると思うんです。どこに移動するにしても、誰かに積んでいってもらわなきゃいかん。最初のうち、嫁さんに積んでいってくれと言うたって、最初はにこにこして積んでいけるだろうけど、面倒くさいのにわがで乗っていきやあええのにと言われますよ、最後は必ず。そういうふうには、それぞれの家庭においても、やっぱり交通の便がないってというのは、本当にこれは残酷ですよ、今のこの時代の中で。今ここでおる理事者の方、または議員それぞれは、免許証皆あってるし、何らこれ別世界のような話しているんですけど、実はそこまで来てますよ、我々とて。だから、そのことについて、ぜひこれは2期目の野崎市長の総仕上げとして、この際学校の空調も、先ほど申し上げたように、ご英断いただいたんですから、これらのことについても、本当にキャッチコピーで言われるように、これからは住みたい阿波市実現のためには、財政伴いましょうけれども、やっぱり子どもたちへの係る予算と教育に係る予算、子育てに係る予算、そしてまた福祉の一人役、二人役務めた後の阿波市で住まいする高齢者のための予算、これはぜひ私は惜しみなく傾注していただきたい。それがこのキャッチでないかと思う。言うだけじゃあ、決してだめです。言葉はきれいですよ、これからは住みたい阿波市。こんなすばらしい言葉、ないじゃないですか。その言葉実現のために、ぜひ私は文字どおりのこれからは住みたい阿波市にしてもらいたいなというふうに思います。

ちょうど私たち議員の活動も折り返し点、2年がこの3月で終わろうとしております。4月からは、折り返し点の3年目に向かうわけですがけれども、ただ私の会派でありますところの木村松雄氏、今回2年間議長をしていただきました。いろいろ市民の間の代弁者として、また行政と議員をつなぐ立場からしても、立派に職責を果たしていただいたと思います。こんな席からではございますけれど、我が会派ながら感謝申し上げたいと思うんです。

また、2年間議長をやるということで、新たな道しるべをつくっていただいた、その実績も非常に大きいと思います。阿波市制発足して10年、2年続けられたのは木村松雄氏が初めてです。だから、この2年間の議長活動の中でのあり方っていうものを大きな先例として、サンプルとして、私はつくっていただいたことについて敬意を表したいと思えますし、後に続かれる、木村さんの後を受ける議長にしても、ぜひ立派な議会運営やっていただきたいなというふうに思います。

多々質問、失礼な部分もあったかもわかりませんが、私の思う気持ちを端的に述べさせていただきました。どうぞこれからも市政発展のためにご指導、ご鞭撻いただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（木村松雄君） これで18番原田定信君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番松永渉君の一般質問を許可いたします。

10番松永渉君。

○10番（松永 渉君） 10番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めたいと思います。

今回の質問は、総合戦略の中の2つの事業について質問をいたします。

まず、移住事業について、特に移住交流支援センターの充実強化の事業について、この事業については、数値目標を移住相談件数年65件、移住交流支援センターによる移住者数年15人と、現状の実績の倍以上の数値目標となっておりますが、どのように充実強化に

取り組み、成果を上げていくのか、答弁を求めます。

1点目には、移住の必要性と数値目標をどう考えているのか。

2点目に、現在までの実績と課題をどう捉えているのか。

3点目に、今後の移住促進への充実強化策は何か。

4点目の財源をどうするかについては、昨日同じ会派の吉田稔さんの答弁がありましたので、省略していただいて結構です。

5点目には、成果をどう見通しているのか。

以上4点、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の一般質問の1点目、移住施策について、財源を除いて4項目を順次答弁させていただきます。

まず最初に、1項目めの移住の必要性と数値目標をどのように考えているのかについてお答えします。

昨年策定いたしました「輝く阿波市に煌めく未来」阿波市版の総合戦略では、移住交流の推進について、住居のあっせんから就労、就学、地域との交流など、一貫したきめ細かなサポートを行う必要があることから、移住交流支援センター機能について関係団体との連携や業務委託により充実強化を図ることとしております。

また、阿波市の移住に関する相談事業等につきましては、阿波市、阿波市観光協会、NPO法人めだかの学校の3者連携のもと進めている状況であります。

次に、移住相談支援員として、企画総務課に2名配置し、市内の空き家調査を行うとともに、阿波市空き家情報登録制度への登録推進に取り組んでいるところであります。

また、移住交流支援センターの充実強化におけるKPIにつきましては、議員ご発言のとおり、相談件数が年65件、センター利用による移住者年15人を目標として設定しており、子育て世代の移住者獲得に向け、これまでより高い目標を掲げ取り組みを推進することとしております。

人口減少に歯どめをかけるためには、阿波市だからこそ住みたい、阿波市だから住み続けたいと感じていただける施策を展開し、移住者の増加を図っていきたいと考えております。今後、移住に関する相談業務、移住お試しハウスの運営など、これまで多くの移住者の支援実績を持つ阿波市観光協会へ委託することにより、窓口の一元化を図り、移住者へのきめ細かな支援策を充実させていきたいと考えております。

次に、2項目めの現在までの実績と課題をどのように捉えているのかについてお答えします。

阿波市家屋情報登録制度についての実績と課題について申し上げますと、空き家の登録件数については、平成24年度が2件、平成25年度も2件、平成26年度1件、平成27年度は12月末の数字でございますが、12件の合計17件となっております。

先ほども申し上げましたが、本年度につきましては移住相談支援員2名を配置し、市内全域の空き家調査を実施するとともに、空き家の持ち主に対し、阿波市空き家情報登録制度への登録を依頼し、本年度の登録件数の増加にそれがつながっていると考えております。

なお、賃貸借の成立件数については、これまで13件となっております。

次に、課題についてであります。空き家となっている状態ではあります。家財道具等、また大規模な修繕が必要など、賃貸借を希望しても、家財道具などの保管、処分、高額な修繕費用が発生するなどの理由により、阿波市空き家情報登録制度への登録ができない件数が多く見受けられておりますので、これが今後の検討課題と考えております。

次に、3項目めの今後の移住促進への充実強化策は何かについてお答えします。

これまで、阿波市への移住については、子育て世代を対象とし、子育て支援策を展開してきたところでありますが、今後につきましては、子育て支援策の充実だけでなく、医療、農業、教育、就労、地域との交流など、移住者への継続した支援策を構築することにより、移住者が安心して生活できるよう全庁挙げた取り組みを展開していきたいと考えております。

また、阿波市の取り組みが一目で理解できるような移住支援策をコンパクトにまとめたパンフレット等を作成し、移住促進のPRに努めていきたいと考えております。

そして最後に、成果をどう見通しているのかについてお答えします。

総合戦略の基本目標1、新しい人の流れづくりに14事業の施策について掲載しておりますが、平成27年度から実施している事業につきましては7事業ございます。この事業の成果の見通しとのことでありますが、各事業における数値目標KPIの達成状況については、継続している事業も多くあり、現時点では数値目標の達成には至っておりませんが、年度終了後において、阿波市まち・ひと・しごと有識者会議における検証を受け、またご意見をいただきながら、改善できるものも含めて、次年度以降の取り組みを進めてまいりたいと考えております。さらに、事業内容等の見直しにより、人口減少に歯どめをか

けられる施策としていきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 今の答弁で、大体この事業内容についてはわかりました。

そこで、3点ほど再問をさせていただきます。

1点目には、空き家の件なんですけど、地方移住推進事業なんかで空き家バンクつくられて、空き家登録をして利用されてますけども、さっきも言われたように、空き家自体が倉庫がわりに使われたり、荷物の問題、それから修理、修繕の問題があるようですけども、これらを解決するために、中の荷物整理、それから修繕等に支援して、今後どんどんまだまだ空き家ってふえてきますので、それを活用するべく支援をしたらどうかということ。

2点目には、今までの移住定住策っていうのは、移住したい人が相談に来られて、その相談を窓口が移住支援の内容を教えて、要するに、移住ナビ中心的な受け身の移住策であったと思います。でも、これからやっぱり各地域で移住の取り合いもありますんで、阿波市として本当に逆に必要な人を公募をかけて、支援して、それで移住してもらおうという積極的な移住施策を展開すべきだと思います。

阿波市の特徴って2つありまして、大体移住してきよる多くの人を見てもみると、1つは子育て支援がいい、子育て環境がいいから、子育てのええところって言う人と、農業がしたい、就農したいと言う人です。子育てのほうは、全国的にどこの市もやっています。やっぱり特徴は、阿波市の場合は、就農したい、農業がしたいになると思うんです。それで、現在徳島県も農業研修制度ありますし、それから阿波市にも農業法人とか農家に研修依頼もできます。それから、その後になってきたら、我々の時代は到底考えられんような、月15万円の新規就農制度もあります。そうしたことを組み合わせて、阿波市の就農プランつくって、阿波市の移住モデルをつくって、それで公募をかけて、優秀な人材を引っ張ってきて地域の役に立つというふうな積極的な移住策をするべきだと思いますが、どう思いますか。答弁をいただきたいと思います。

3点目には、移住っていうのは、本当に子育て支援課もあるし、住宅課もあるし、全課にわたってます。要するに、全課連携でやらないとだめだと思います。生活そのものが移ってくるんで、全課が対応すると同時に、地域では地域の相談員、または地域の世話人が

いて世話をして、地域との関係、この地域がどうなんだっていうことで案内したり、仲介に入ったりして、移住を続けられるようにしています。それから、地域で働く場合は、地域の事業所もあります。そこいらを含めた移住相談の総合的な移住支援組織みたいなものを立ち上げるべきと考えますが、どう思いますか。

以上3点、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 松永議員の再問に答弁させていただきます。

まず1点目に、住む場所の確保とか修繕についてということなのですが、住む場所の確保につきましては、市内の空き家調査に基づき、阿波市空き家情報登録制度への登録者につながるよう所有者への依頼を強化していくとともに、家財道具の処理、所有者との協議、難しいんですけど、空き家の修繕等には、現在ございます住宅リフォーム事業などを活用できるものを検討していきたいと考えております。

また、空き家の寄附の申し入れについて、お断りを今まではさせていただいておりましたが、阿波市空き家情報登録制度への登録を依頼して、これからは移住希望者へ提供できるように努めていきたいと考えております。

次に、2点目の積極的移住策につきましては、議員も申されましたように、これまでは子育て支援策を中心に進めてまいりましたが、阿波市の強みである農業を軸とした移住施策を検討したいということで、先ほども申しましたが、阿波市の魅力を一つのものにまとめたパンフレット等を作成して、情報発信の大きな武器になろうかと考えております。

そして、次の3点目につきまして部局間連携につきましては、庁内の各課が連携することはもちろん、移住支援関係団体からのご意見、ご提言等をいただきながら、移住希望者、移住者が安心して生活できるような、移住者目線に立った環境整備を努めていくためには、議員の提言されました組織といいますますが、協議会の立ち上げについても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 最後に、政策監にお伺いしたいんですけど、さっきの再問の中で少しちょっと気になっているところがあって、住む場所、寄附による分、新たに結構なことだし、それから空き家を使うのもいいんですけど、実際移住してくる人って、古民家に住みたいとか、空き家に住みたい人だけじゃないんですよね。やっぱり公営の住宅とか民

間の賃貸住宅なんかも使わないと、逆に言えば、いけないと思います。そこの支援も考えるべきだと思います。実際の数字的に言うても、今空き家って今400余りあるんですけど、実際今うちが使われとんは17戸ぐらいかね、その中の。空き家だけで対応するのは到底無理なんで、そこいらの支援のことも考えていただきたいなと思います。

それでは、政策監に再々問をいたします。

移住の必要性については、総合戦略の人口目標、2015年と2025年、10年間を比較すると、子どもの数は47人ふえます。転入転出の人口動態はマイナス104からプラス40人に、144人改善します。この総合戦略の10年間、去年から10年間を見ますと、子育て支援で人口が改善するんが41人であります。移住定住は144人ふやすことに、皆さんの計画ではそうなってます。ただ、増加人数だけの、増加するから移住定住は重要だというだけでなく、増加人数だけの問題ではなくて、昔から地域活性化は、よそ者、若者、変わり者と言われてます。また、グローバル化な社会が進む中で、移住者は多くの地域で地方再生のキーマンになっています。阿波市においては、阿波市独自の積極的な移住定住策が必要と思いますが、政策監の見解を伺います。

○議長（木村松雄君） 市原政策監。

○政策監（市原俊明君） 議長の許可をいただきましたので、松永議員の再々問にお答えを申し上げます。

松永議員ご指摘のとおり、戦略の中で、いわゆる自然増と、それと移住による社会増ということで推計をしてございます。特に自然増になりますと、やはり結婚されて、妊娠されて、出産されて、そのお子さんがまた成長して、結婚されて、妊娠されて、子どもさんを産まれるということで、非常に長いスパンでの対策ということで、今から早急な手を打っていく必要がございます。そういったことから、まず移住をふやすということが一つの大きな鍵になろうかというふうに考えてございます。

現在、阿波市におきましては、移住定住に関します施策といたしまして、先ほど部長もご答弁申し上げました移住交流支援センターによります移住相談などの支援、それから市内の空き家の調査と登録制度の活用、それからホームページによります空き家情報の発信、また定住を促すためリフォームに対します助成、こういった施策に取り組んでおりますほか、阿波市自体の魅力を上げてイメージアップを図るために農業立市としての農業振興でありますとか、子育て、教育に係る切れ目のない支援を充実するというところで、今回ご提案申し上げております28年度当初予算案におきましても、農産物のブランド化を初

め、病児・病後児保育などの子育て支援施策に係る予算、こういったものを提出させていただいているところでございます。

移住定住を促していくためには、住居、就労、就学、地域との交流など、いろんな条件整備が必要と考えてございます。特に、ただいま議員のほうからご提言いただいたように、就労、それから移住された方が地域で重要なリーダーとしての活躍をいただけるような地域との交流、こういったところがやはり特に重要になってきて、そういったことで地域の受け入れ態勢、こういったものも十分必要になってくるということで、移住された方、また移住を希望される方々がお持ちのニーズ、こういったものを十分反映していく必要があるというふうに考えてございます。

このため、阿波市にこれまで移住された方同士、また移住された方と地域との交流を図っていただくために、現在観光協会のほうで開催をしております移住者交流会などの機会も活用して意見交換の場を持つことで、移住者の意見、提言も十分いただきながら、阿波市の特色を生かした移住交流を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

阿波市独自の移住定住ということが重要になってこようかと思っておりますけれども、議員もご指摘のとおり、何といたっても農業立市を掲げる阿波市でございますので、やはり農業と移住を結びつけた施策、こういったものも重要になってこようと思っております。またそのほかにも、戦略のほうでも阿波市の強み、特色というふうに打ち出ささせていただいた阿波市の持つ安心・安全なイメージ、これを打ち出すような施策、また本市の充実した子育て施策を生かした取り組み、こういったものを進めていきたいというふうに考えてございます。

いずれの場合におきましても、住居、就労、就学など、総合的な取り組みというのが移住を進めるに当たっては不可欠というふうに認識をしてございます。先ほども議員のほうからご質問ございましたけれども、阿波市の各部局が持っております情報、施策、こういったものを共有いたしまして、連携して移住を希望される方のニーズに応じた情報提供、また支援が可能となりますように情報のデータベース化でありますとか、またこれは移住に限らないことではございますけれども、総合戦略を全庁挙げて連携して進めていくための体制づくり、こういったものを構築してまいりたいというふうに考えてございます。

ただいま松永議員からも、本市の移住を戦略的に進めていく上で、モデル的に積極的に攻めていくような施策が必要でないかということで、非常に示唆に富んだご提案いただきました。今後、県、観光協会など、関係機関とも十分連携を密にしながら、阿波市への移

住が、移住された方にとってもいい移住だった、また阿波市に今お住まいの方にとってもよい効果を持つような、こういった移住が実現できるように、市としても積極的に支援をしていきたいというふうを考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） さっき、子どもは大きなスパンで動くって話されたんだけど、やっぱり2060年でも、移住定住のほう120人で、91人、やっぱりここは半分以上の移住定住ってことはずっと担うようにはなると思います。

それと、できたら確かに観光協会窓口一元化しましたね、これいいことやと思うんじゃないけど、一元化したら、そこでその入り口、窓口をどういう充実させるかというのがものすごく大事なことで、それはさっき言いよった情報の共有化はあるんやけど、本当は情報を共有化した者たちが知恵を出して同じ行動ができる、行動の中で得るっていうことが大切なんで、全庁で取り組むって言われてますけど、やっぱり各課で、0.1人でもええけど、役、担当職員を置いて、それはただ来た人に説明するんじゃないかと思って、自分の課でどうやったら移住が促進できる知恵を出せるかっていうんを考えると、総合的にやっていくような形のほうがいいんじゃないかと思えます。

今、日本中では人と仕事の取り合いになっています。阿波市は、阿波市の特徴を生かした移住定住策を構築し、移住者が阿波市に来てよかったと思える支援策を充実させるとともに、移住者が来てくれてよかったと受け入れ地域が思える支援策を同時に行い、子育てするなら阿波市、農業するなら阿波市、生活するなら阿波市に向けて積極的に移住定住策を進めてもらえることを要望しておきます。

次の質問に移ります。

次に、1次産業関連企業の充実について質問をします。

阿波市総合戦略の中に、農業を軸とした仕事づくりを目標にした1次産業関連企業の誘致という事業があります。この事業は、第1次産業に関連する事業者の進出を促し、産地づくり、耕作放棄地問題の解消、農家の所得の向上、農業施設の有効活用や農業者の活性化を図りますと書かれていますが、具体的にどのように取り組まれるのか、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 松永議員の一般質問の大きな2点目としまして、第1次

産業関連企業の誘致についてということで、事前に4つの通告をいただいております。私からは、まず3点について答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、1点目の事業内容についてでございます。

本市が昨年10月に策定いたしました「輝く阿波市に煌めく未来」と題した阿波市総合戦略におきましては、地域特性を十分生かし、全国に通用する本市の魅力を高めるためには、本市が持つ強みや優位点をさらに伸ばし、重点的に取り組んでいくことが重要であると考えます。

本市は、関西の台所と言われていた徳島県の中でも、JA系統におきましては、出荷額が18品目県下一位の宝庫でございます。本市にとっての強みの一つである農業を軸として地域の活性化を図ることとしております。しかし、農業の現状は、全国同様に、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増大なども深刻化してきておりまして、この傾向のまま推移いたしますと、1次産業は衰退し、人口減少へと拍車をかけることにもなりかねません。

そこで、事業内容の1点目といたしましては、1次産業に関連する企業の誘致を行うことによりまして、農業経営が困難となった農地、あるいは今後そのおそれのある農地を荒廃させることなく、農地中間管理機構を通じた貸し借りを成立させることとさせていただきます。これは、公的機関が仲介することで、貸し手側の安心、また借り手側の戦略にも寄与し、もって耕作放棄地の解消や担い手不足への対策につなぎ、さらには農業を軸とした仕事づくり、雇用の場の創出にもつなげて、地域農業の活性化を図りたいと考えております。

2点目には、去る3月1日、本市と農業参入することの協定を交わしたイオンアグリ創造株式会社をその例として説明をさせていただきますと、同社が農業経営上において必要となる資材や肥料などの購入を市内の事業者から調達し、またこの地で収穫された農産物が近隣のスーパーなどで販売されて地域経済の活性化が図れることは、農商連携の効果があると考えております。また、同社が生産する新たなブランド品目の開発などにも期待をいたしてございまして、これは本市の農産物のイメージアップにもなり、ひいては農業所得の向上につながっていくことと考えております。将来的には、生産から加工、そして流通までの6次産業化、そして雇用の場の確保にまで広がると考えてございまして、こういった1次産業関連事業者を誘致することは、地域農業にとっても大きな効果が期待できるものであると考えております。

本市といたしましては、このような1次産業関連企業の進出につきましては、国や県などの有利な補助制度の活用などにより支援することで、第2、第3の誘致へとつなげていきたいと考えております。

次に、2点目の誘致の方策についてでございますが、今回のイオンアグリ創造株式会社が農業参入に関する調印に至った経過をもとに申し上げますと、そのきっかけとなりましたのは、同社が全国規模で直営農業を展開する中、四国内に農場を開設したいと徳島県などに打診がございまして、県ではその情報をもとに幾つかの自治体へ照会を行ったと聞いております。

本市といたしましては、疲弊する傾向にある農業の活性化につながる絶好の機会であると受けとめ、その後何度も交渉を重ねまして、また同社では独自に立地条件や環境など総合的に調査検討した結果、本市への農業参入が決定されたものであると受けとめております。

今後も、他の企業からの進出情報などにも耳を傾け、適宜対応してまいりたいと考えております。

今回、企業誘致に係る内容の質問であります。この事例は、地元新聞だけではなく、全国紙やテレビ局でも放送され、広く阿波市が紹介されたことは、私ども市職員が常々念頭に置いております市のPRにもつながったと感じております。また、このことは、企業誘致にとどまらず、移住希望者へのアピールや住み続けたいまちの創生、ひいては人口減少対策などにもつながることであるとと考えております。

3点目のご質問の財源についてでございますが、このような企業の進出に対する行政支援といたしましては、さまざまな補助事業を模索いたしまして、その結果、地方創生加速化交付金制度が現在それが適当であると考えまして、この採択を受けるべく、国に対し計画書を提出しておるところでございます。この地方創生加速化交付金につきましては、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、国の27年度補正予算で全国で1,000億円が新たに創出された制度でございまして、総合戦略に基づく自治体の取り組みについて、10分の10の補助率で、その先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る制度でございまして、近々には、この結果が公表される見込みとなっておりますので、それを受けまして、この交付金を財源として対応していきたいというふうに考えております。

以上3点の答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 民間企業が、第1次産業関連企業が誘致されて、産地づくりとか、農業所得の向上、農業者の活性化とか、企業のノウハウが活かされて、本当に今回の事業というのはすばらしいなと僕は思っています。ただ、この成果を展開させたり確実にするためには、やっぱり地元企業とか、地元の農家との連携が必要だと思います。

そこで、再問ですけども、誘致企業と地元企業との連携や交流は現在どのように行っていますか。企業誘致の効果を最大限に発揮するには、産官学民の連携による高度な産業集積を図り、地元企業の振興につなげるべきだと思いますが、どう取り組まれるのか、答弁を求めます。

また、その関係で、徳島新聞で知ったんですけど、阿波市農業関係者連絡会が何か徳島県でも初めてできたという話で、でき立ちにちょっと注文をつけるのは余りよくないんですけど、構成員見ますと、JA、改良区とか、農家とか、そういうものになっているんだけど、本当に一步前へ進むんなら、要するに、その中に農産物の加工業者を入れたり、販売業者を入れたり、いろんな人を入れて、やっぱり農商工連携会議みたいなものをつくって、そこから新しい商品を生み出したり、また新たな事業を生み出して、産業が発展するまちづくりへつなげていくべきだと思いますが、どうでしょうか。答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 松永議員の再問にお答えをさせていただきます。

これまで、本市に進出した企業における地域との交流事例といたしまして、農業関連ではございませんが、先に紹介をさせていただきたいと思います。

1つには、土成工業団地の企業の皆さんが、阿波市社会福祉協議会と合同で、年に1回子ども祭りを開催をいただいております。毎年2月には、ボランティア清掃活動、阿波シティマラソン開催時には、マラソン参加者の駐車場として敷地の提供、また給水所の協力をいただいております。

もう一つ紹介させていただきますと、市場町の株式会社リブドゥコーポレーションにおきましては、昨年やすらぎ空間整備事業による大規模農道沿いの桜の植樹に参加いただきましたほか、阿波シティマラソンにおきましても、職員の皆さんが自発的に給水所のお世話を担当していただき、市といたしましては、まことに感謝をいたしておるところでございます。

次に、農業関係といたしましては、今回進出が決定いたしましたイオンアグリ創造株式会社につきましても、他県での農場の事例といたしましては、各地域との交流行事の参

加、あるいは地元小学生や中学生を農場に招いて、種まきや収穫などの農業体験会を開催をしております。先日、社長から直接、本市においても地域貢献をしたいというふうな思いをお聞きしておりますので、本市でも、さきの例と同様に、地域を大切にしていだけるものと期待をいたしておるところでございます。

企業間のネットワークということについての答弁をさせていただきますと、さきの2月26日に開催いたしました阿波市農業関係者連絡会議、これについてももう少し内容を考えてみてはというご質問を今いただきましたけれども、これにつきましては、阿波市が県下で初めて農業関係者を一堂に会した会を2月26日に開催したものでございます。会の中では、国、県、また地元のJAや農業委員会、土地改良区の方々にご参加をいただきまして、最新の農業情勢や国の方策等につきまして情報の共有化を図り、直面する諸問題や今後の課題などにつきまして、市内関係団体と行政が一丸となって市を挙げて対応していくための体制づくりを図ったところでございます。今後、適宜会議を開催すると考えておりますが、また今ご提言のありましたようなことで、構成委員につきましても配慮させていただきながら、本市の農業の維持発展に向けまして、さらなる情報交換と連携に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 企業誘致って、ものすごくだんだんと難しくなると思うんです。やっぱり日本全国どこも企業の取り合いするし、誘致合戦やるだろうし、そして日本経済自体が、人口が減って経済枠が小さくなるんじゃないけん、企業って本当に誘致って大変。だったら、もう一つの方法って、せっかくきた企業と地元企業とそこらの関係者でネットワークをつくって、その中で新たな商品とか、それから新たな事業、企業を起こしていくというような、そういうネットワークづくりっていうのは、やっぱり阿波市の仕事やと思います。誘致した企業をいかに活用するっていうたらおかしいんですが、繁栄させていく、成長も応援して、そのかわり、その関連地元企業も成長していくというような広がりを見せるようにしていかなければならないと私は思っています。

最後に、市長に答弁をお願いします。

企業誘致をすることが最終目標ではなく、誘致企業の成長を支援すると同時に、地元企業の成長につなげる。さらには、高度な産業集積を行い、地域資源を活用した新たな地域産業の創出につなげ、産業が発展するまちづくりをしなければなりません。

市長は、農業立市に向けてどういうタウン構想を描いていただけるのか、見解をお聞かせください。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 松永議員からは、第1次産業関連企業の誘致について、最終的に農業立市を目指す阿波市が、成果っていいですか、どういうふうな方向に見てるのかという質問です。

我が国の農業、戦後70年以上たつんですが、いろいろその農業の発展経過をるる考察してみますと、余り産業基盤のない国の中で農業がほとんど産業で占めてたわけなんです、農家が農協から肥料を買い、それをもとに自分の農地で農産物を生産する。できた農産物は、一元的に農協に出荷する。農協は、それぞれ農家から集めた農産物を都市の市場へ集荷する。卸業者、1次卸、2次卸ですかね、そういうところを経過しながら商店へ持っていく。消費者が農産物消費する。非常に複雑な生産形態、流通形態ですかね、それを延々とやってきた。この数年、農業経営形態見てみますと、生産形態も変わりながら、流通形態も消費形態も随分と簡略化って言ったらひどいんですが、随分してきてるのかなと思います。

一方、センサス数字も見てみましたら、農業経営者、1次産業の従事者というのが非常に高齢化してます。66歳を超したんですか。しかも、後農業経営する担い手が本当にいなくなっちゃった。そんな結果の中で、遊休農地が阿波市でも100ヘクタールもふえることになったと思います。

そうした中を解決するために、じゃあどうすればいいんだろうかという長い長い物語になるんですが、やっていかにやあいけなくなったなど。るる考えてみますと、例え話ですが、八つ手の葉っぱに例えますと、農業を、農業関係の組織、農協法に守られた農協、土地改良法に守られた改良区、農業委員会法に守られた農業委員会、あるいは共済組合の法律に守られた共済組合、いっぱい法律で守られた農業関係組織があるわけです。農家の人、大変ですね。農家は、幾つもある組織に対応していかにやあいけん。対応するのはひとりですよ。じゃあその対応する組織、本当に連携して、今回のTPPも皆そうですけど、本当に対応してんのか。まず、阿波市もそうです、反省してますから。農家のために、農業振興のために、それらの法で守られた組織がまず連携しなきゃあいかんかなというので、先般県下では初めて、全国でも珍しいんだと思いますけど、連絡会議を設けました。国は、TPP絡みで、基盤整備を中心に随分と予算をとってます。ところが、現実

には、現場では消化できない。農家担い手が少ないし、あるいは将来に余りいい見通しが立たないってことで、基盤整備もなかなかできないというのが今の現状じゃないかと思ってます。

そうした折、今のイオンアグリ創造の前に、会社名を言っていないかわかりませんが、市場に溶液栽培でトマトをつくる会社が、アグリベストとってますけど、大成功しています。この成功したところに、同じ系列の会社ですかね、大塚製薬の特例子会社、は一とふる川内というのが来ました。これも、やはり障害者の方を雇用した溶液栽培のトマトです。非常に成功をおさめてます。今、第2期工事ですかね、3,300平米の立派なハウスを今建設途中です。こういう農業形態に変わっていつてきてる、これも間違いないです。

今回のイオンアグリも、耕作放棄じゃないんです。使わない農地、8戸の農家の担い手がない農家の土地を、県の間管理機構の仲介で、10年契約でイオンアグリに土地を委託する。まず、今のところは3.2ヘクタールですかね、8戸の農家で。それで、大切な農地を荒らさずに使っていかうと。流通形態も、できた農産物は、県下に量販店を26店舗持っております、量販店へ直接卸していく。本当に流通が、生産から即消費者に渡る、そういうふうな形態。そこへ土地を委託した農家の方、8戸の方、あるいはもっとふえるでしょう、この方が自分の土地で自分が種まき、収穫も手伝い、消費者まで送っていかうじゃないか。当然、所得もふえるでしょう。雇用の場もできるでしょう。そんなような農業が一気に動いてるのかなと考えてます。さあ、これが阿波市全体に広がるとは思いませんけれども、それぞれの農家の方もしっかりと、今までとやり方と違うものが来出したなという影響は随分と出てくるんだなと思います。

後々、これ溶液栽培の話しましたがけれども、ある会社が、全国でも相当の大手になってますけど、全世界の溶液の4割ほどのシェアを持っております会社があります。どうして阿波市に目をつけてきたか、あるいはイオンが目をつけたか、背景があるんです。やっぱりこれの背景というのは何かと言ったら、太陽光発電がどんどんできますように、非常に自然災害が少なく、日当たりがいい。気候条件がいい、瀬戸内気候に近いような気候。それともう一点は、やはり扇状地で肥沃な農地が随分あるな。もう一点は、これも全国では珍しいんだと思いますけど、4,000ヘクタールの農地に全部蛇口がついてる。そのあたりがアピールで、農業の企業が参入してきた成果じゃないかな。もう一点は、県と市の連携、あるいは地域農家の連携、このあたりがうまくマッチングしたんじゃないか

と思っております。

これから先、こういう形態がもっともっとふえるのかどうか分かりませんが、できれば今後TPP対応でも同じなんです、それぞれの農業関係の組織、次には第二弾として徳島県でトップの農業生産法人組織があります、あるいは担い手の組織、これも県下です。このあたりで、国の施策、あるいは県の施策、市の考え方をしっかりアピールして、まず基盤あたりをしっかりとやっていきたいかなと。基盤整備についても、まるっきり補助事業をもらうというんじゃなくて、少額なほうですけど、今の担い手、随分と器用です。機械も随分いいのを持っています。例えば、ユンボとかです。そんなことで、畦畔も整理しながら、圃場をみずからが連担地化、あるいは集合していく。で、生産コストを下げる。そういうところへ向かっていくんじゃないかと思っております。そのために、阿波市の農業関係の組織ですね、まず意識を持っていただきたいというようなことで、これから先も阿波市の農業立市も進めていきたいと、かように思っております。

いずれにしても、行政が汗もかきますし、ただ現場で汗かくことはできませんので、そのあたりのアピール、あるいは市の行政の取り組む姿勢をしっかりとご理解いただくようなやり方ですか、そういうことをやっていきたいかなと考えております。これからも、議会皆様方の、あるいは市民の皆様方のご理解、ご協力、特別な協力をお願いいたしたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 1次産業関連企業の誘致が地域内の競争力を高めるだけでなく、農産物の生産力、加工力、販売力を向上させて、産業が発展するまちづくりにつながり、今回の1次産業誘致が阿波市の農業立市への新たな一歩となることを期待して、私の全ての質問を終わります。

○議長（木村松雄君） これで10番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時05分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番香西和好君の一般質問を許可いたします。

17番香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま議長の許可をいただきましたので、17番、公明党香西和好、平成28年3月定例議会での一般質問をいたします。

今回2点について質問を通告しておりますけれども、いずれの質問も新しい法改正と、また新しい制度の改正でございますので、市民の方によりよく理解していただくために、啓発、周知の思いで質問通告をしております。

質問内容については、第1点目に公職選挙法等についてで18歳選挙権についてと、2つ目に投票権の空白防止について、3点目の選挙人の負担軽減と投票率向上のために期日前投票所をふやしては、この質問でございますけれども、これにつきましては、前段の選挙人の負担軽減と投票率向上のみの質問をさせていただきます。

また、第2点目につきましては、ご承知のように、マイナンバーについて。この1つ目については、個人番号カード交付申請と現在の交付状況は、2つ目に、国においては個人番号カードを推奨しているが、阿波市は市民に対してどのように周知しているのか。

以上について質問をいたします。

それでは、第1点目、公職選挙法の改正に伴う18歳選挙権について。

国政選挙や地方選挙で投票ができる年齢、20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が昨年平成27年6月17日に成立になり、本年7月予定の参議院選挙から適用になります。1945年昭和20年に25歳から20歳に引き下げられてから、70年ぶりの公職選挙法の改正と言われております。この改正により、18歳、19歳の未成年者が全国で約240万人、本市阿波市においては668人が有権者となり、また高校3年の一部の人も参議院選挙で一票を投じることができます。なぜ投票年齢を下げるようになったのか。平成26年憲法改正の手続を定めた国民投票法が改正され、国民投票の年齢は2018年に20歳から18歳以上へと自動的に下がることになり、これを受けて、参政権にかかわる選挙権年齢も20歳以上から18歳以上に引き下げたとと言われております。

そこで、私は、選挙法の改正により18歳以上に引き下げられて新しく有権者となる方々を初め、阿波市民にどのように周知をされるのかを27年3月定例議会において要望いたしました。そのときの理事者の答弁では、大きな制度の変更でありますので、周知啓発については十分広報する必要があると。特に、選挙年齢の引き下げについては、重点的に実施していきたい。また、主権者教育への取り組みの推進が必要であり、阿波市内にある2校の県立高校で実施したいと考えている。このような答弁でした。また、学校教育現場

で徹底して教育、また新しい制度の周知されるよう要望いたしました。小・中学校での取り組みに対しての答弁では、選挙の意義や目的、制度について理解させ、政治にかかわることの重要性を学ぶことも大切。教育委員会としては、将来の有権者意識の醸成が叫ばれていることから、全ての教育活動を通じて支援してまいりたいと、このような答弁をいただいておりますが、現在までどのような取り組みをされたのか、お尋ねをいたします。

2点目の投票権の空白防止について質問をいたします。

選挙年齢の18歳以上への引き下げに備え、選挙直前に転居した新たな有権者が投票できなくなる事態を防ぐ改正公職選挙法が、去る本年1月28日に成立をいたしました。選挙権があるのに、選挙人名簿に登録されていないため投票ができない人が出てきてしまう法の不備を是正するためであります。現行の法律で言えば、20歳になって選挙権を得た直後に引っ越しした人が、新しい住所地に転入してから3カ月未満で国政選挙を迎えた場合などに起こる問題でございます。今回の法改正により、転居前の市町村で選挙年齢に達する前も含めて3カ月以上住んでいれば、その転居前の町村で投票ができるようになりました。もし今回の選挙法の改正がなしに、このまま18歳選挙権を実施すれば、夏に予定されている参議院選挙で新たに選挙権を得る18歳、19歳の若者のうち、春に進学や就職で転居した人たちが投票できなくなってしまう、その空白を解消するための法改正でありました。新しい有権者になる若者、阿波市民に対してどのように周知していくのか、お尋ねいたします。

3点目の選挙人の負担軽減について質問をいたします。

私が長年提案いたしました期日前投票に必要な宣誓書について、理事者のご理解をいただいた結果、投票入場券の様式を変更し、投票入場券の裏に宣誓書を印刷し、自宅等で宣誓書に記入できるようになり、本年7月予定の参議院選挙から実施されます。過去3年間の選挙の期日前投票数を見ますと、平成24年12月16日の衆議院選挙においては3,639人、平成25年1月2日参議院選挙3,346人、平成26年3月30日阿波市市議会議員選挙6,074人、平成26年12月14日衆議院選挙においては3,112人、総計1万6,171の方が期日前投票をしたことになっております。4回の選挙で平均をとりますと4,043人、約23.3%の方が期日前投票を行っております。このたびの投票入場券の様式変更に対して、私も阿波市を歩いていますと、阿波市民の方、また有権者の方々が大変喜んでいらっしゃることをこの場で報告をさせていただきます。

今後に行われる各種選挙において、選挙人の負担軽減と投票率の向上につながるものと

確信をいたすとともに、大変意義ある取り組みであると評価をしております。今後において選挙人の負担軽減に取り組まれるよう要望いたしますが、何らかの施策を考えているのならば、答弁をお願いいたします。

最後に、投票率の向上について質問いたします。

投票率低下については、定例会で私も質問して、いろんなデータで発表させていただきました。阿波市においても、過去の各種選挙の投票率を見ても、徳島県下においても非常に低い投票率が現状でございます。他の市町村、また阿波市においても、何とか投票率が上がるように取り組んでいることは、私も十分承知しております。今後さらに、投票率向上のために取り組む施策をお尋ねいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の一般質問の1点目、公職選挙法等についての3項目について、順次答弁させていただきます。

最初に、1項目めの18歳選挙権について、昨日の森本議員の代表質問と重複する部分については若干割愛をさせていただきます。

平成27年6月の公選法の改正によって、全国で約240万人が新たに有権者になると見込まれております。この阿波市においても、18歳、19歳の方が700人弱になります。この700人のうち、転出等で阿波市の選挙人名簿に登録されない方も何割かはいませんが、それ以外の方は阿波市の選挙人名簿に登録されることとなります。

18歳以上に引き下げられてからの最初の選挙は、平成28年7月25日に任期満了を迎えます参議院議員の通常選挙が予想されます。大きな制度変更でありますので、周知啓発につきましては、議員も申されたように、十分に行っていく必要があると考えております。具体的には、以前から広報阿波、ACN、ホームページ、広報車等を活用して選挙啓発を行っておりますが、今後は特に選挙年齢の引き下げにつきまして重点的に行っていきたいと考えております。

今後、国、県におきましても、ホームページやポスター、チラシ等により周知が図られると考えられますので、阿波市におきましても、それらの文書を活用することにより、より効果的に周知を行いたいと考えております。

また、阿波市には、2校の県立高校がございます。これは、昨日も申し上げましたが、両校はもちろん、徳島県選挙管理委員会や徳島県教育委員会のご理解、ご協力を得ながら、今月の3月15日に阿波西高校、16日に阿波高校で選挙スクールを開催することと

しております。これは、継続していきたいと思っております。こういうことを含めて、啓発事業を推進していきたいと考えております。

次に、投票権の空白防止についてであります。

これも、公選法の改正により選挙権の年齢が満18歳以上に引き下げるとは今説明いたしましたが、同じく選挙人名簿登録制度が今度改正されます。選挙権については、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙であれば、日本国民で年齢満18歳以上であれば選挙権がございます。国政選挙であれば、住所要件はありません。しかし、選挙権を行使するためには、選挙人名簿に登録されなければなりません。選挙人名簿に登録されるには、住民基本台帳に3カ月以上記録されている必要がございます。改正前であれば、登録時に住所がなければ登録されません。これでは、3カ月以上住民基本台帳に記録されていても、登録時に転出していれば、登録がなされないと、この不利の部分を今回改正したものでございます。3カ月以上の要件を満たしていれば、登録時に住民基本台帳に記載されていなくても、前住所地で登録されるように改正がなされました。参議院議員通常選挙の選挙日として7月10日投票日と想定されておりますが、これに当てはめると、通常の住所要件の基準日は、公示日前日の6月22日となります。その場合、満18歳の者が3月23日以降に住所移動した場合は、選挙人名簿登録制度の改正がない場合は、どこの市町村の選挙人名簿にも登録されませんが、改正法によれば、前住所地で登録がなされます。この改正は、選挙権年齢の引き下げの改正と同日に施行されます。18歳の年度末は、進学、就職等で住所移動される方がたくさんおられますので、選挙権年齢引き下げと同時に施行されることは非常に効果が上がるものと考えております。

国政選挙におきましては、転出者にも、選挙に名簿に登録されていれば、阿波市では以前から投票できる旨の通知書を送付しておりましたが、改正後も同様に通知書を送付して、法律改正を知らずに棄権する新有権者がいないように周知啓発を徹底して行いたいと考えております。

次に、3項目めの選挙人の負担軽減と投票率向上のためにということで、憲法に定められた最も公正で公平な市民参画の機会であり、民主主義の根幹をなす大事な選挙において近年投票率が全国的に低下していることは、議員のご指摘のとおりでございます。選挙管理委員会としても、投票率向上は重大で喫緊の課題と考えております。

投票率が低下傾向にある中、いずれも有権者が投票しやすい環境を整備するもので、選挙権年齢が18歳以上になるのを機会に、若者を含めた有権者の投票の機会を広げて、投

票率の向上を目指していきたいと考えております。

このように、投票率向上に向けて各種施策が示されているところでございますが、有権者の関心もいろんな報道によって高まっているとも言えます。先ほど、議員の申されました、次の選挙から阿波市におきましても入場券の裏面に宣誓書を印刷して運用するという事は、一定の効果が上がるものと考えております。また、徳島新聞の記事でも、今年の1月3日に県内の高校生が投票に前向きが6割、また2月26日付の新聞には大学生の7割が投票に行くとも、こんな記事も載せられておりました。この機会が投票率向上のいい機会と捉え、先ほど申しました選挙人名簿登録制度の改正等の周知啓発等を広報阿波、A C N文字放送等により行うとともに、教育委員会と連携して、学校における選挙スクール、模擬投票等の常時啓発事業によるソフト面を充実したり、先進地に行って研修を重ねて、それを参考にしたり、若者の意識改革、主権者教育による意識向上をさらに目指していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 香西議員のご質問、学校現場においてどのような教育をしているのかということにつきましてお答えをいたします。

18歳選挙権の実現に伴い、小・中学校においても積極的に主権者教育が進められるようになりました。県教育委員会においても、系統立った政治的教養を育む教育の充実を図るため、昨年12月と今年の2月に主権者教育に関する教育研修会を開催し、主権者意識を高める教育の指導力向上に努めております。各小・中学校においては、主に社会科を通じて、選挙は国民や住民の代表者を選出する大切な仕組みであることや選挙は国民や住民の意思を政治に反映させるための重要な方法で、議会制民主主義を支えるものであるという学習を行っております。また、子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、生涯にわたって生き抜く力を身につけることや地域の課題に対して主体的に解決する力を身につける学習も行っております。このような身近な問題を初め、さまざまな社会問題をみずからの問題として主体的に考え、判断し、解決しようとする学習は、公共の精神や主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育成するという主権者教育の理念と重なり、未来の有権者を育てる大切な教育であると考えます。

教育委員会といたしましては、将来の有権者の意識の醸成が叫ばれる中、知識を教えるだけにとどまらず、子どもたちが主体的に学習に参加する体験的参加型学習を積極的に取

り入れるなど、みずから考え、判断し、表現、行動できる力の育成を支援してまいります。今後とも、学校教育において子どもたちが社会参加の体験を重ねながら、将来の有権者としての意識を高める主権者教育の指導を一層図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 1点目の18歳選挙権について再問をいたします。

3点ほど紹介しますんで、これについての答弁をいただきますんで、お聞きになっていただきたいと思えます。

今回の選挙法改正により、年齢が18歳以上に選挙権ができたことに対して、このように言われております。

1つ目に、改正の効果は。投票率は年齢が下がるほど低くなる傾向にあり、民主主義の危機とされておりますと。改正を機に、若者の政治参加を促す取り組みを強め、将来の投票率向上に期待と。この点について今答弁いただきます。

2つ目には、課題は何かということございまして、政治参加への意義を高める主権者教育が重要。高校では、模擬投票のような実践的な授業、教諭は特定政党への支持を生徒に押しつけるといった事態を防ぐため、教育の中立性確保が課題と言われてます。この点、どのように取り組まれるか。

また、私個人の考えでございますけども、今回選挙法の改正によりまして新しく選挙権ができる18歳、19歳の対象者の方に、事前に、あなたは今回の公職選挙法の改正により選挙権ができました、この夏予定される参議院選挙から投票ができますと、大事な一票を棄権せず、必ず投票しましょうといった内容等の文書を対象者に送付してはと考えますので、この点の答弁を求めます。

2点目の投票権の空白防止については、これも周知をお願いするんですが、再問いたします。

参議院選挙が本年、先ほど述べましたように、7月予定になっております。公職選挙法の改正で、18歳を選挙権に伴い、投票日を7月10日と想定した場合、現在高校に通っている生徒の誕生日は、平成10年7月11日以前に生まれた生徒が投票資格ができます。また、3月22日以前に転居した人は、新しい住所地で投票ができます。3月22日以後に転居した人は、旧の住所地で投票をしなければなりません。この点についても、新しく有権者となる方々、また市民に対してどのように周知していくのか、その点を答弁求

めます。

それで、3点目の投票率向上についても再問いたします。

この点につきましても、12月議会において、政治不信の解決策と投票率低下の解決策、それとして今後の検討課題としていただきたいと、私は強く要望をいたしました。2つについてご紹介をさせていただいております。1つ目に、政治的有効性感覚、こういう言葉があるんですが、これは政治にかかわってですね、選挙人が政治が変わる、政治的有効性感覚。それともう一つは、投票の有効性感覚と、こういうことを言われとんですが、これは自分が投票、貴重な一票を入れて政治が変わる。この2つの認識を有権者の方々に持っていただくことが選挙投票率の向上につながると、こういうことを言われております。この点、先般の12月議会で検討課題でなるよう要望いたしましたので、取り組みをされたのか、それとも今後取り組んでいくのか、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 香西議員の再問にお答えしたいと思います。

やはり選挙の投票率の向上につきましては、3点ございます。選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてのその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会であり、選挙によって選ばれた代表者は、国民や住民の代表者となります。したがって、その代表者が職務を行うに当たっては、一部の代表ではなく、全ての国民や住民のために政治を行うこととなっておりますということで、周知の徹底はもちろんのこと、やはり有権者の権利の自覚っていうのも、この2つが連携して初めて投票率が向上するという点でございます。市の選挙管理委員会といたしましては、先ほども申しましたように、先進地等も視察しながら、最も効果的な投票率の向上対策を考えてみたいと思っております。

そして、ダブるんですけど、周知方法につきましては、現在のところ参議院の通常選挙の日程も確実に決まっております。ということで、今後、今3月でございますので、7月満了ということで、それが決まりましたらということではなく、またこれを機に早急にいろんなことを検討いたしまして、繰り返しますが、最も効果的な方法を講じていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

（17番香西和好君「教育委員会。なければ、次の質問に入り

ます。同じような質問をしたと思うんですけどね」と呼ぶ)

○議長（木村松雄君） 暫時休憩します。

午後1時34分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

香西和好君。

○17番（香西和好君） ただいま企画総務部長が答弁いただきましたように、参議院選挙の日程とか、そんなのは決まっております。私も、未定、想定、予想ちゅう立場でそういうお話をしたわけで、いずれにしても、大きな災害とか、そういうことがない限りは、7月には必ず参議院選挙があると私は承知しております。そういうことにおいて、今、くどいようですが、新しい制度の周知をしっかりとやっていただきたいと思います。

私も、結構2チャンネルの阿波のケーブルテレビをよう見とんです。11やね。見とんです。ほんで、いろんな催しとか流れとんやけど、ああいうやっぱりケーブルテレビ、広報、メールについても、しっかり周知をしていただきたいことをお願いして、この件について質問は終わります。

次に、大きな2点目でございます。

マイナンバーについて、1点目に個人番号カードの交付申請の現在の交付状況と、ご承知のように、国においては通知カードと個人番号カード、2種類あるんですが、本人の希望によって個人番号カードを取得できるわけであって、強制はしてありません。であるけれども、私は、一枚の個人番号カードでいろんな証明書とかの取得とか、また身分証明にもなるということで、これも先般の議会で提案をいたしました。特に、若い、これからの時代を担う方々には率先してやっぱり周知して、取得をされるような思いで私も質問させていただいています。

それでは、質問に入ります。

2点目のマイナンバーについて質問をいたします。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の行政手続の際に使います。具体的には、年金や雇用保険の資格取得や確認、給付、児童手当や生活保護などの給付を受ける場面や、確定申告などの税手続で申請書などに記載を求められます。災害対策では、被災者生活再建支援金の給付などで使い、企業でも、税や社会保険の手続を行うため、従業員らはマイナンバーを提示する必要があります。マイナンバーを使えば、番号一つで本人確認ができ

るため、行政手続が簡単になります。また、所得や社会保障の受給状況をより正確に把握できるため、本当に必要な人に支援ができたりと、公平な負担や給付を実現することができます。

2018年からは、脱税や生活保護の不正受給を防ぐため、預貯金口座番号とマイナンバーを結びつけるほか、特定健診、メタボ検診の結果や予防接種の履歴管理にも活用をします。このほか、戸籍や旅券の取得、自動車の登録などへの活用も検討されております。

個人番号カードは、顔写真つきの公的証明書で、行政手続がスムーズに、制度の本格運用に伴い、1月からは公的な身分証明書にもなる顔写真がついているICチップ入りの個人番号カードの無料交付も順次始まりました。取得は、先ほど言ったように、自由ですが、カードを使えば、納税や子育て、年金支給に関する行政手続がよりスムーズになります。個人番号カードは、表面に顔写真や名前、住所、性別、生年月日、裏面には12桁のマイナンバーが記載されます。一部の自治体では、コンビニの設置端末にカードをかざせば、簡単に住民票の写しを入手できるようになります。さらに、図書館カードや印鑑登録証など、自治体が定めるサービスも利用できるようになります。

個人番号カードを取得するには、昨年10月以降に届いた通知カードに同封された申請書を郵送するなどの方法があります。カードが完成すれば、自治体から交付通知書が届くので、期限までに窓口へ出向いて受け取る。窓口で個人番号カードを受け取る際には、交付通知書、通知カード、本人確認の書類が必要となります。写真つきの運転免許証、障害者手帳、これを持っていない人は、健康保険証、年金手帳、預金通帳等が必要となります。

また一方、市民の方がいろいろ心配されております安全性について、個人番号カードには、プライバシーの高い情報は記憶されておられません。また、政府は、サイバー攻撃などから個人情報を保護するため、税の情報は税務署、児童手当や生活保護などの情報は市町村というように、個人情報を分散管理しています。これにより、芋づる式の情報漏えいを防ぎます。役所内で情報をやりとりする場合は、マイナンバーを直接使わず、暗号化して行います。さらに、本年1月から個人情報取り扱いを監視・監督する個人情報保護委員会が発足をいたしました。2017年から個人情報について不正な提供が行われていないかを自分で確認できる専用サイト、マイナポータルを開発いたします。内容については、自分だけのポータルサイトで、行政機関がマイナンバーを含む個人情報をいつ、どこでやりとりしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報、社会保険庁の支払

い金額等や行政機関から自分に対するお知らせ、情報を自分のパソコンなどから確認できるようにして、個人情報もしっかり保護されます。

マイナンバーについて、まだ市民が心配していることに対しまして個々に気をつけようということで、マイナンバーは生涯にわたって利用する番号なので、通知カードや個人番号をなくしたり、マイナンバーをむやみに提供したりしないようにしてください。また、マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続で、行政機関などから口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金、保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。銀行のATMの操作をお願いすることもございません。こうした内容の電話、手紙、メール、訪問などには、絶対に応じないよう注意をしてください。このように言われております。

阿波市においても、今後市民が安心でき、被害に遭わないためにも、どのように取り組まれるのかをお尋ねいたします。

次に、マイナンバーの進捗状況についてお尋ねをいたします。

この質問については、昨年12月議会でも質問いたしました。

通知カードの送付件数については1万5,140件、本人に配達できず返ってきた件数が1,017件、この人たちに対しては、この旨を記載したお知らせを郵送し、送付者が847件、残りの170件につきましては、受け取り拒否とか転出したとか、死亡された数でございます。この数値に変わりがあれば、これは答弁ください。

それで、今回通告しております個人番号カード交付申請と現在の交付状況について、個人番号カード申請者のうち、阿波市にどれくらいの人数が返ってきているか。2つ目に、返ってきたうち、交付通知書の案内を何人の方に送付なったか。3つ目に、現在まで、窓口における交付者数の人数は。

それと、個人番号のカード取得は、先ほど言いましたように、自由であるが、このカードを使えば、納税や子育て、年金受給に関する各種行政手続がスムーズになるとともに、公的な身分証明書にもなります。国においては、先ほど紹介いたしましたように、写真が表示され、一枚でマイナンバーを証明する書類とともに、本人確認の身分証明書として利用できる個人番号カードの取得を推奨しております。本市阿波市においても、個人番号カードの取得を前回も周知されるよう、啓発するよう要望したが、どのように取り組まれたのか、この点についての答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 三浦市民部次長。

○市民部次長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の一般質問2点目、マイナンバーについての1項目め、個人番号カード交付申請と現在の交付状況はというご質問につきましてお答えいたします。

まず最初に、マイナンバー通知カードの送付件数等につきましてお答えいたします。

昨年の第4回定例会の香西議員の一般質問にて答弁させていただきましたが、その後変更いたしましたものがございます。ご本人に配達できずに返戻されてきた件数、これが2件増加しております。これで1,019件となります。なお、この2件は既に受け渡し完了となっております。

さて、個人番号カードの交付申請につきましては、昨年の10月5日を基準日として、11月中旬から阿波市に住民登録している全世帯に地方公共団体情報システム機構から通知カード及び個人番号カード申請書が郵送され、ご本人の申請によりまして、本年1月から個人番号カードを交付しているところでございます。

ご質問の個人番号カード交付申請と現在の交付状況はということでございますが、個人番号カードの交付申請をされた件数は、本年1月25日現在で、あくまで概数ではございますが、1,061件でございます。

次に、機構が作成し、本市へ送付されてきた個人番号カードは、2月29日現在で1,022件でございます。これを受けて、本市が交付案内の通知を行ったものは350件でございます。また、交付を行ったものは180件でございます。このうち、交付の取りやめ等が7件でございます。内訳は、申請を行ったが、本人の意思で受け取らなかったものが5件でございます。本人の申請間違いにより再申請が必要となったものが2件でございます。

個人番号カードの交付案内通知は、交付時期が集中しないよう、発送日を変えて送付しております。また、万全を期するため、電話による予約制としております。

個人番号カードの交付は、本庁のみで行っておりますが、市民の皆様の利便性を考慮して、平日の午後6時までの交付や第2、第4日曜日の交付も行っているところでございます。

手続の際には、厳格な本人確認を行うとともに、暗証番号の設定等、間違いのないよう、ゆとりを持って交付するよう心がけております。

個人番号カードの申請に期限はございませんが、随時申請していただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、香西議員の2点目のマイナンバーについてのうち、国においては個人番号カードを推奨しているが、阿波市は市民に対してどのような周知をしているのかについて答弁させていただきます。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードは、個人番号が記載された顔写真付きのカードであり、プラスチック製のICチップカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号と本人の顔写真等が表示されております。本人確認のため身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、さまざまなサービスにも利用できるようになります。

議員が申されたように、マイナンバーカードのメリットといたしましては、マイナンバーの提示が必要なさまざまな場面でマイナンバーを証明する書類として、パスポートの新規発給などの際の身分証明書としても利用することができるとされております。そのため、個人番号の確認のみに利用できる通知カードと違い、本人確認もカード一枚でできる唯一のカードとなっております。

次に、申請方法についてであります。まずマイナンバーカードの交付申請書に本人の顔写真を張り、返信用封筒で郵送して申請できるほか、スマートフォンやデジタルカメラで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請する方法等がございます。申請後は、市から交付通知書が送付されますので、交付通知書と通知カード、本人確認書類をお持ちいただくことで、マイナンバーカードを受け取ることができます。

今後においては、健康保険証、運転免許証、あるいはクレジットカードにも利用の拡大が予想されるなど、さまざまな付加サービスを搭載した多目的なカードの役割を担うとされております。

阿波市においては、今後におきましては、十分市民の方に対してマイナンバー制度の趣旨を理解していただくために、広報紙、ホームページ、ACN、あるいはパンフレット等でマイナンバーカードも含めて、情報発信をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをどうかよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 先ほど三浦次長から答弁いただきました総計でございますけれども、先ほど私がお話しして進捗状況をお聞きした結果の数字で、約1万5,073件の

方が通知カードを受け取っとるわけなんですね、1万5,073件。そのうち、機構から返ってきたのが1,061件ですね。そうすると1万4,012件、この方が交付申請をしてないことになります、この数字から言うと。もともと一枚の便利なカードを取得するような、国もそういう推奨をしとんですから、今後において阿波市においても取得をされるよう、これ要望をしておきます。非常に、1割もこれ達しておりません、1,061人やったらね、ですね。この件については、これで置きます。

そんでもう一点、これについても12月議会で要望いたしましたので、ちょっと結果をお聞きしたいと思うんですが、住民票の写し、また印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、各納税証明書、戸籍証明書、戸籍の付票の写し等、これらを阿波市のコンビニで取得できるようになるのかお尋ねいたしました。このときの答弁で、部長は、こういう答弁をいただきました。各そういうコンビニ業界との契約をし、また阿波市の条例も改正もしなければいけません。阿波市では利用できません。ごもっともなことです、契約もしてないし、条例も。ごもっともな答弁でございます。

そして、この点について総務省は、こう言われております。今紹介したん重複しますけども、総務省の発表によれば、住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の付票写しがコンビニで取得できるコンビニ交付サービスの内容の記事が私も見ましたし、ありました。この内容につきましては、早朝、深夜、朝6時30分から23時まで、土日、祝日も対応し、全国の約4万7,000店舗で取得ができる。ようまあ聞いといてくださいね。そして、昨年27年10月現在、約100市町村がサービスを導入した、100の市町村でしており、導入市町村の人口は約2,000万人、そして本年平成28年度中にコンビニでのサービスを導入する市区町村約300に増加し、約6,000万人が利用できる予定と、こういうようなことも言われてます。さらに、約500の市区町村が導入を予定しており、1億人を超える人が利用できる見込みと言われております。いろんなこういうシステムを導入するには予算も伴いますけれども、全国の市町村の5割以上が導入する予定でもあるし、導入しとるところもあるし、今後とも検討されている内容の記事でございます。このような内容を踏まえて、市民サービスのために、阿波市での今後の取り組み、こういうことに対しての検討をされるのか、その点をお尋ねをいたします。

○議長（木村松雄君） 三浦市民部次長。

○市民部次長（三浦康雄君） 香西議員の再問につきましてお答えいたします。

議員にご提言いただきました件につきましては、現在調査研究をしております。今後におきましても、引き続き調査研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 香西和好君。

○17番（香西和好君） 今後において、さらに研究調査、検討していただきたいことを要望いたします。

最後に、マイナンバーについてのお願いをいたします。

再問いたします。

阿波市民がいろんな形でマイナンバーについての心配をされているのはご承知のとおりでございますし、全国でもちらほらいろんな事件とか事故が起きております。現在、国においても、このような内容のことを言われております、市民の方が安心するために。マイナンバー制度に便乗し、個人情報を調査しますなどと語る不審な電話、メール、訪問に関する相談が、消費生活センターなどに相次いでおります。どんどんこういう相談が出てきとん、全国から見た。利用手続などに関しては、行政機関の職員が電話や突然の訪問でマイナンバーや口座番号を聞くことはありません。不審な電話はすぐに切ってください。さらに、詐欺に注意、疑問に思ったら、すぐ相談。通知カード、個人番号カードは大切に保管をしてくださいと。また、番号をむやみに人に教えない。今後も形を変えた手口によるアプローチが考えられます。番号は大切にし、保管し、少しでも不安や疑問を感じたら、すぐに消費生活センター、消費者ホットライン188や警察、マイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178に相談しましょう。こう言われております。阿波市においても、市民が不安を感じることに對して、解消の意味においても、このような点についても強く要望させていただきます。

今回、今議会で大きく2点ほど質問いたしましたけれども、いずれにいたしましても、市民に十分に周知されることを重きに置いて質問をいたしました。今後においても、しっかり周知されるよう強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（木村松雄君） これで17番香西和好君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番吉田正君の一般質問を許可いたします。

11番吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいま議長のほうからご指名がありましたので、許可をいただきまして、吉田正、11番、ただいまから一般質問を始めます。

初めに、一昨年完成して、この庁舎で事務事業が開始されまして、本年で11年、4月で12年目ということに入っております。この間、どこから見ても、阿波市は、市長を先頭に、市民と一体感が生まれてはきたように私は思っております。初代小笠原市長と、現在野崎市長が2代目の市長として、職員並びに市民、我々議員がともに現在まで協力をしてきて、阿波市が確立をできたんでなかろうかと感じております。今後、市民が安心・安全な生活ができるよう、野崎市長を先頭に、全職員が一致団結して阿波市民の発展になお一層に頑張りたいと思っております。今回質問をしております。

私の質問事項は、通告のとおりでございます。

1点目が、阿波吉野川警察署の件、それと2点目が今後の合併特例債の件でございます。3点目が、財政状況と今後の見通し、この3件を順次質問をしておりますので、答弁者には詳細に説明をしていただきたいと思います、かように思っております。

第1点目でございますが、これは非常に昔から問題の多い、阿波吉野川警察署についてでございます。

これは、県の管理下でございますが、我々がどうのこうの言えるものではございませんが、当初の徳島県の総合計画の中で、我々が気がついたときには、再編の見直しということで、当初県警の予定は、吉野川署を本署にというような編成の仕方で行われておりました。そこで、我々は、平成25年3月15日、阿波市、市議会は徳島県知事と徳島県の警察本部長に我々の意見書を提出したわけでございます。そのときの議長が阿部議長でございまして、徳島県の知事に対して、本部長に対しての意見書を提出をしております。

それで、それから以降に徳島県が再編計画を、我々が意見書を出したその後いろいろと計画し、徳島県警本部長が、平成26年4月1日、阿波警察署と吉野川警察署の組織を統合し、意見書を出した後は、名称が変わりまして阿波吉野川警察署として、徳島県のほうで再編計画を立てております。それは、平成26年4月1日、徳島県の警察署の統合ということで、阿波警察署と吉野川警察署の組織統合を阿波吉野川警察署と名前が変わり

ました。それで、阿波吉野川警察署は、旧阿波警察署と旧吉野川警察署の庁舎を併用して、現在運用しております。それで、引き続きその後今の吉野川警察署、それと阿波の警察署が一応事を動いております。

それで、我々は、これから今の吉野川警察署につきましては、これにつきましては当初阿波吉野川署と名前がついたときに、あるお方が、本署は阿波市に行くんでないかというように聞いております、行政のほうはどういうふうに聞いとるかわかりませんが。そういうことで現在までに至っておりますが、これが私のほうの意見書を出して3年目でございます。本署とか支署については決定しとらんかもわからんけど、この問題は3年過ぎてもじっと前へ向いて進んどらんわけでございますが、行政の今の現在のこの警察の件につきましては、何か報告事というか、動きがあるのかないか、それをまず1つお尋ねをいたします。

それと、後にサブセンター、免許証のサブセンターがもとの阿波署の周辺か、阿波市のどっかに誘致できるようなことがあるかないかということをお伺いしますが、この問題も非常に難しい問題であろうとは思いますが、難しい難しいと言いつたら、何ちゃ阿波市はできんということで、ぜひとも行政の皆さんには力を入れてもろうて、難しい問題ではあると思いますが、なお粘り強く、ぜひとも阿波市のほうにお願いをしたらというようなことを徳島県並びに警察本部のほうに申し入れをしてもらえるかなどうかなということで、質問をさせていただきます。

それで、答弁はどなたがしてくれるかわからんけど、この問題につきまして、まず今のところは難しいかもわからんけど、方向づけがどういうふうに動いていきよるかどうか。これは明確にする時期が来とんかな、どんなかなと思いつて質問しよんですけど、それが現実に大分長引きよるようなけん、現状はもう決まっただろうと思うんじゃけどね、本署を建てるとこは。そこら問題ありますよね。これは、ぜひとも早いうちにどこぞへ決まるんなら決まるように。そして、阿波署が職員を今の現状で置いてくれるか置いてくれんか。今、阿波市でおるんが何ぼ、大方30人近うおるんかいね。そういうことで、今の現状で置いてくれるかどうかはまだ協議の結果になるかもわかりませんが、とりあえずこの問題について、副市長、担当部長はどういうふうな考えでおるか。

それと、サブセンターについて、笠井議員も今回出しておるようでございますが、これは、徳島県は国道が南を走り、鉄道が南を走りということで、川南と川北になっただけで、そこらが何か知らず知らずのうちに南へ寄っていきよるような、国道沿いに寄って

きよる。決してそれが悪いことではないんだけど、やっぱり何か阿波へ。いろいろ昔からつながりはあるんですが、今回みたいないろいろ問題が起きたら、必ず国道のほうに国道のほうに、それから汽車が通りよる、鉄道鉄道というて物が動いていきよるような感じがするわけでございます。それで、とりあえず阿波警察署、それから吉野川警察署、これが今内々のうちにどの辺まで進んどんかなということを特にお聞きしたいと思いますので、副市長に答弁求めることになっております。それと、担当部長、町田企画総務部長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 藤井副市長。

○副市長（藤井正助君） 吉田議員ご質問の県管理下の阿波吉野川警察署と自動車運転免許センター等の現在の状況と阿波市の要望についてのうち、阿波吉野川警察署関係につきまして私のほうから答弁させていただきます。

最初に、これまでの経過等々について少し報告させていただきたいと思います。

徳島県警察におきましては、平成17年2月、吉野川警察署と阿波警察署と交番・駐在所との統廃合を内容とする警察署及び交番・駐在所の廃止と所管区域の見直し計画を策定しております。これを踏まえまして、議員おっしゃるとおり、本市議会におきましては平成25年3月に再編計画の再考と阿波警察署の存続等を求める徳島県警察署の再編の見直しを求める意見書を全会一致で可決しまして、再編整理の見直しを強く要望してきたところでございましたけども、平成26年4月1日に阿波警察署と吉野川警察署の統合が行われたところでございます。この再編によりまして、阿波警察署は、阿波吉野川警察署の阿波庁舎となりまして、副署長、交通課、地域課、また警察本部機動捜査隊が配属されておりまして、総勢28名体制で、事件、事故への対応が図られるほか、運転免許の更新、道路使用許可、自動車保管場所証明書等々の業務を実施しておりまして、行政サービスが低下しないよう配慮されております。平成27年6月に徳島県警察本部が作成しております統合成果報告書によりますと、この統合によりまして、管理部門の警察官を可能な限り削減し、現場活動を行う警察官を導入することによりまして、街頭活動の強化、捜査員の集中的運用、警ら時間の増加等が図られることによりまして、刑法犯の認知件数の減少、刑法犯の検挙率の向上、交通事故の発生件数の減少が図られるなど、地域の治安が、統合前と比較して向上しているとされております。

次に、これを踏まえまして、本市の独自の取り組み、交通安全対策等でございますけども、取り組みとしましては、阿波吉野川警察との連携によりまして、急増する高齢者の交

通事故防止、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害防止のために、昨年9月30日高齢者交通安全プラスをアエルワにおいて開催してまして、市内の老人会、また婦人会、交通安全関係団体者が約600名余りが参加しまして開催したところをごさいます、高齢者の事故防止等々に一定の効果があったものと認識している次第でございます。

さらには、交通安全協会、またPTA連合会、婦人会、老人クラブ連合会、交通安全母の会等々の交通安全関係団体との連絡調整会議も、これまで以上に開催しまして連携を深めるとともに、阿波市内における交通事故ゼロを目指し、街頭指導を行うとともに、教育関係機関、また市内企業に対しまして交通安全意識向上の啓発に今現在努めているところでございます。

次に、現在の徳島県警察の再編情勢についてでございますが、本年2月26日の新聞報道によりますと、徳島県警は、警察署再編や交番・駐在所の整備など、今後10年間の組織のあり方をまとめた大綱方針案をまとめ、徳島西署と石井署、徳島北署と板野署などの再編について2018年度にも見直すことなどを県議会総務委員会で説明し、この3月中に大綱を策定するとされております。

吉田議員よりご指摘をいただいております阿波吉野川警察署における阿波庁舎の業務形態については、先ほど申し上げました今後10年間の組織のあり方をまとめた徳島県警の再編大綱方針に鑑み、当分の間は現在の業務形態が継続されるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 次に、吉田議員から自動車運転免許証のサブセンターですかね、免許証センター等の現在の状況、あるいは阿波市の要望についてというご質問をいただいております。これにつきましては、私のほうからご答弁いたしたいと思っております。

最初に、県内の免許更新手続に関する状況について若干触れたいと思っております。

県内の免許の保有人口でございますけれども、平成26年度末で53万1,360人、前年度よりか1,077人ほど減少してるようでございますが、この中で65歳以上の免許保有者は12万9,023人、免許保有人口の約4分の1ぐらいになるんでしょうか。それと、高齢者の65歳以上の免許保有数、人は、前年よりか逆に7,828人増加してるようでございます。平成26年度中に県下で免許更新ですけど、12万3,000人の方が免許の更新をされております。今現在、免許センター稼働しております松茂の免許センター、これが約7万9,000人、更新手続の方の65%ぐらいになるんですかね。そ

の他では、警察署9署と2分署で4万4,000人の方が免許更新手続きを行っているようです。今稼働している松茂が、だから免許更新は64%ぐらいですか。その他の警察署が36%ぐらいになってるんじゃないかと思えます。

県警におきましては、現在県の中央部、松茂ですかね、運転免許センターのほかにも、県西部、それと県南部において免許のサブセンターの設置を計画してるようですということです。もう一つ分析して、それぞれの地域、松茂、県西部、あるいは県南部、これに係る免許の更新者数調べてみますと、松茂の管内は約7万人、それから西部が約3万5,000人、南部が2万5,000人という割合になるようです。このような割合ですか、そのあたりを考慮しながら運転免許証のサブセンターに求める機能、あるいは設置場所を検討しているのではないかと考えられます。

新聞の報道によりましたら、今後徳島東警察署の整備にあわせまして、徳島西署と石井署あるいは徳島北署と板野署、こうした警察組織を再編検討する中において、運転免許サブセンターに持たせる機能、人事等を判断することとしているようです。

現時点、あるいは今までの経過等いろいろ情報量は極めて少ない状況の中でございますけれども、今県警のほうでは、徳島東警察署の新築移転に主力っていうんですかね、傾注しておるようで、さきに述べました4警察署の再編計画及び運転免許のサブセンターの設置については、今後10年間の組織のあり方をまとめた大綱方針というのが、恐らくこの年度内には策定がされると伺っております。

ご質問の運転サブセンターの設置場所の検討材料としては、地勢、道路事情、各地域における運転免許証の保有者数等を踏まえて、利用者の利便性、あるいは財政負担の軽減等の観点から、庁舎につきましては、警察の庁舎ですかね、あるいは市町村等々の公共施設の行政庁舎っていいですかね、そういうところも有効利用しながら、慎重に検討を進めているようです。設置場所につきましては、平成30年度から選定にかかっていくということでありまして、具体的な設置場所、なかなか私の想像できない部分であろうかと思っております。ただ、市民の免許を持っている方の利便性等考えましたら、県警の情報もしっかり把握しながら、設置に向けて努力いたしていきたい、かように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） ちょっと力が入れ過ぎましたけど、ただいま答弁を市長並びに

副市長のほうからいただきました。

この問題は非常に難しい問題だろうと、行政が思うようなわけにもいかんし、やっぱり県の考えで動いていく代物だから無理も言えんと思いますが、当初この意見書出したときに、その後にある県議さんの話では、吉野町のあたり中央橋の北詰ぐらいにというような声もあったんです、現実には、それは、どういう意味で言うたかわかんけどね、この意見書出した後にいろいろとちょっと聞いたことがあるけん、今回これも出してみたんじゃけど。それはそのとおり、県の方向、県がつけるもので、我々がどうのこうのは言えんけど、そういうようなこともあったので、一応この問題については、まだ3年、4年先の話になるかもわからんけど、我々は一応最初の目的を達成したいなということで、いろいろ質問させてもろうたわけなんです。これ意見書だけでなしに、請願も出しとんですよ、阿波市の。これは、出口議長だったと思う。このときに請願書も出しとるし、いろいろ力を入れてきよんだけど、やっぱりどっちかと思やあ、吉野川署のほうに近づいてだめは行くんでなかろうかと思っております。それは我々が判断すべきでございませぬが、できるだけ行政の中には、阿波市もこういうことで高速も通ってますよということで、ぜひもう一度行政から徳島県のほうへいろいろ要望もしていただきたいなということで、この件については幾ら議論しても、今のところはどうにもならんと思しますので、せいぜい行政のほうに力を入れていただきたい。免許証サブセンターでも、いただけるもんならいただけたらいいなという考えで、今回質問をさせてもろうたわけでございます。そういうことで、この問題については再問はいたしません、お願いということで、今後行政にもう少しちょっと力入れてもろうてという考えはございます。

この警察の1点目については、非常にこれ難しい問題であろうけん、免許証サブセンターも同じでございます。できるだけことはやっていただいて、どうしても利便性からいえば、本当は車が通つとるというようなことでございますので、なかなか難しい問題もあろうかと思いますが、できましたらサブセンターについてはちょっと少し力を入れていただきたいという思いを込めて、この質問についてはこれで終わります。

2点目のこの問題については、合併特例債の実績と取り組みということで、今議会において阿波市の28年度のいろいろと予算についてのことも徳島新聞でも報道をされております。今回、私の質問内容は、それに関連して合併特例債の活用の今までやってきた実績もでございます。それから、償還計画についてであります。この件は、私は、去る平成26年第3回のたしか議会の定例会において、阿波みらいの代表質問で、市の財政基盤につい

てということで質問をさせていただきました。そのときは、まだ新庁舎及び交流防災拠点施設、それから一条認定こども園の完成前だったので、決算がまだ上がってなかったと思われま。現在、重点事業が、阿波市は大方ハード事業についてはいろいろと箱物とか建物建てよるけん、今金がないんだというようなちまたのうわさも聞いております。私は、そういうことはないと確信しております。

以前より、精度の高い合併特例債、これは町田企画総務部長は、前々から阿波町時代から県庁に財政の研究に行き、いろいろと勉強をしてきておりますので、順調に推移をして、財政についてはやっていると私は確信をしております。合併特例債の今後の活用の計画、それを市民にもわかるように、できましたらじっくりと答弁をしていただき、現在十分な運用を研究してやっていただいておりますので、健全財政であることは、私はやねいながら監査委員をさせていただいておりますので、阿波市の新聞に載ったような状況、この状況については十分確認しておりますが、市民の方は、野崎市長になってから箱物ばかりやる、金がのうなったじゃないかと。これは、ほんま正直なちまたの話が聞こえてきたんです。あえて、私はこの質問をさせていただいております。

現実、阿波市の場合は4町合併で、小笠原市長は当初土成で公営住宅、それから土成の体育館というようなハードもやっております。それから、野崎市長になってからは、学校の耐震化、それからいろいろとこども園とか、非常に大きなこれ投資をしております。ということで、企画総務部長に財政計画ちゅうか、返還計画もいろいろあると思います、ということで、一応答弁をいただいて、また後ほど多少聞くこともあるかもわかりませんが、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、吉田議員の一般質問の2点目、今後の合併特例債の取り組みについての1、阿波市が誕生し早くも12年目に入ります。市長は、この間合併特例債を各事業に利用し、重要事業はおおむね完了と私は感じている、今後の方針はに答弁させていただきます。

阿波市が誕生し、新市のまちづくりの推進に当たっては、新市まちづくり計画や阿波市第1次総合計画を基本とし、自主財源の乏しい中、合併特例債など、合併市町村へのさまざまな財政支援措置を有効活用しながら、合併前の旧町が実施していたサービスが低下しないよう施策の展開に努めてまいりました。これまで取り組んできた重要事業といたしましては、ケーブルテレビ施設整備事業、学校施設の耐震化及び大規模改修事業、幼保連携

型認定こども園の建設事業、新庁舎及び交流防災拠点施設、学校給食センター建設事業などで、合併特例債を効率的かつ計画的に活用してまいりました。その実績といたしましては、平成26年度末の地方債現在高で分析しますと、現在高の約253億2,800万円のうち、このうち合併特例債は約118億3,850万円、約46.7%であります。また、この地方債現在高のうち192億3,800万円、約76%が後年度に普通交付税措置され、市負担分は24%の約60億9,000万円となっております。合併特例債を中心に有利な起債を使いながら事業をやってきたと考えております。

次に、これまでの市債の発行額で説明しますと、平成26年度までに発行した市債は約261億2,900万円で、このうち合併特例債は約143億2,890万円、率にして54.8%であります。平成26年度に策定した新市まちづくり計画において、平成32年度までに活用する予定の合併特例債は、水道事業への繰出金に約6億円、道路新設改良事業や基盤整備事業に約12億円、教育施設整備事業に約6億円などを予定しております。本市における合併特例債の活用限度額は、全体で約222億円で、このうち資本整備分は約198億円、基金造成分は約24億円であり、資本整備における総発行見込み額は約148億円で、発行可能額の75%と予定しております。

今後におきましても、これまでの歩みをしっかりと踏まえつつ、ソフト事業とハード事業の調和のとれた施策展開に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいま町田企画総務部長より詳細説明を答弁をいただきましたので、この件についても再問はいたしません。阿波市は基金が私もこの年度で約120億円ぐらいい余ってはいませんかと思っておりますが、部長にちょっと伺いたいのは、新年度予算は、これ出ています関係で、15年度の基金の決算も上がるのは5月ですけど、一応ハード事業は完了しとるということ、大きな金の動きはないと思うんで、今現在で大体何ぼぐらい基金ができるというぐらいの予測はつくだろうと思うけん、そこら答弁いただけますか。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 吉田議員の再問にお答えさせていただきます。

基金の件についてでございますが、合併直前の平成16年度末では、財政調整基金が7億6,334万1,000円、減債基金が2億5,882万円、特定目的基金が21億

7, 293万3, 000円で、総額31億9, 509万4, 000円でありました。合併後は、行財政改革の推進や合併特例による普通交付税の算定替及び合併特例債の活用によって基金をふやすこととなり、今議会に提案しております補正予算の段階での平成27年度末の基金残高は、平成26年度末から約3億5, 000万円ふえ、124億5, 800万円となる見込みであります。

なお、今後歳入歳出とも額が確定することを踏まえると、平成27年度末の基金残高は、最終的に130億円くらいになるのではないかと考えております。しかしながら、この基金残高に甘んじることなく、将来世代に負担のかからない行財政運営のための財政をやっつけようと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいま部長のほうから説明をいただきました。私も、思うたより、あらまあようけあるんだなと感じております。

それでは、再質問ではございませんが、町田企画総務部長に明確な答弁をいただきました。我々としてもよく理解もできたし、恐らく市民の方も安心するだろうと思っております。

これで、いろいろと主な質問については終わりたいと思います。

あと一件残っておりますが、この件については、町田企画総務部長が説明していただいて、また市民の人も納得いくし、安心するだろうと思います。そこで、特にこれから基金はまだできております。そういうことで、今後とも企画総務部長にお願いしたいのは、金があるけんということできなしに、なお一層始末して、頑張っていっていただきたいなと思っております。

職員の方にもお願いもせないかんのは、今銭がないわ、仕事はできんわというような発言を極力やめてもろうて、年度年度でないんなら、新年度で置きますよというような丁寧な説明して、事業関係はいろいろございますが、断るようになっていただいて、頭からお金がないけんできんのですというようなものはやめてもろうて、こんだけの基金があるんだから。やっぱり市民の人は、大きな建物が建った、幼稚園の皿もできました、学校も皆耐震化ができましたということで、金はようけ使うたなちゅう気は皆しとんです、現実ね。だけん、こんだけの基金があるんだから、できるだけ市民の刺激がないようにしてもろうて、せっかく頑張った野崎市長が、あべこべに大きいもん建てて銭がのうなったかと言われたんでは、市長に申しわけないと職員も思うと思う。そこら、またよろしゅうにお

願いたい。特に事業課はよろしく願いたいと思います。

それで、最後でございますが、阿波市の16年度予算案というんが、徳島新聞で22日だったかな、報道されました。そこで、16年度は0.4%の増と、176億円医療費の助成中学校修了までというような大きな活字でこういうように載っております。

そこで、通告はしてなかったけど、企画総務部長より答弁もいただき理解はできとんでございますが、阿波市へ出向せられて、徳島県庁より来ていただいております市原政策監に、いろいろと約1年間、阿波市の財政、それから事業、感じるかと思います。そこで感じたことを、この予算についても感じたことをざくばらんに言うていただいて、第三者から見ていただいたらどうかなと思うて、ご指名をさせていただきましたので、よろしく願います。

○議長（木村松雄君） 市原政策監。

○政策監（市原俊明君） 議長の許可をいただきましたので、吉田正議員のご質問にお答えを申し上げます。

この1年間、また今回の予算案等々、阿波市の財政状況を踏まえての私の感じたこととか、感想とか、そういうご質問でございますけれども、阿波市におけますこれまでの財政状況でございますが、また取り組んできた事業でございますけれども、先ほども企画総務部長のほうからもご答弁いたしましたように、平成17年4月合併以来、阿波市の総合計画に基づきまして、合併特例債などの活用、そういったいろんな工夫を凝らした上で、市庁舎、アエルワ、それから学校給食センターの整備、それから学校施設の耐震化にあわせた大規模改修、また幼稚園と保育所の連携させました認定こども園、また基幹となります各課いろんな市道の整備とか、自歩道の整備とか、いろんな事業に取り組んでおります。また、その間これ全国的な地方自治体の課題なんですけれども、厳しい自主財源というふうな課題を持っている状況の中で行財政改革を進めまして、一定の財政健全化を保ちながら取り組んでおるという状況でございます。正直なところ、私、今年の5月に本市の政策監に着任する、その前の時点では、もっと厳しい財政状況なんかなというふうに想像しておりました。こちらに参りまして、いろんな各種事業の取り組みとか、それから財政指標なんか、それから基金の状況なんかも説明を受ける中で、ちょっと意識、印象を改めたところでもございます。これは、これまで行財政改革にずっと取り組んでこられました阿波市の先人の皆さんのご努力もさることながら、大所高所からいろんな市の財政、事業推進にご指導、ご指摘をいただいた市議会の皆様のご努力の結果でないか

というふうにも感じております。

ただ、今後の状況を考えますと、やはり交付税の一本算定、それから合併特例債も期限が迫ってきております。また、人口減少の中で、現在国の経済状況っていうのもなかなか先を見通せないような状況になってきてございます。地方にとって厳しい時代、また財政運営が難しくなる時期っていうのが、いよいよこれからということになるんでないかというふうにも考えております。

こうした中で、来年度は現在の阿波市総合計画に続く次期総合計画を策定する予定としておりまして、今回の当初予算案の中にも含めましてご提案をさせていただいておるところでございます。人口減少対策でありますとか、それから地方における雇用創出、それから子どもさんの健全な育成、それから安全・安心の確保など、種々の行政課題もまだまだ残されておるといふふうに思っておりますことから、市民の皆様が何を一番に望まれておられるのか、それから今優先的に取り組むべき課題は何か、そういった市民ニーズについて市議会の議論を初め、さまざまな機会を通じてしっかりと捉えまして、それで一方で行財政改革も着実に進めながら、引き続き財政の健全化と事業効果とバランスのとれた財政運営ができるように市を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいまは、市原政策監よりきちょうめんにご説明、本音を言うていただいて、まことにありがとうございます。これで、第三者からも見て、こういうような評価ができるという阿波市の財政状況、非常にありがたく思っております。

なお、職員の皆さんには、これから基金はできたというようなことでございますので、市民の要望にはなるべく応えていただくように、市長を初め、上司の方を立てていただきたいと、かように思います。

それでは、いろいろとご無礼なことも申したかもわかりませんが、まだ12分ございますが、今日は早目にしもうとかなネタものうなりましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもいろいろありがとうございました。

（教育次長 高田 稔君 早退 午後3時14分）

○議長（木村松雄君） これで11番吉田正君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時14分 休憩

午後 3 時 3 0 分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2 番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

2 番笠井一司君。

○2 番（笠井一司君） ただいま議長の許可をいただきましたので、2 番笠井一司、一般質問をいたします。

今定例会最後の登壇でございます。残された時間も少ないようでございますので、できるだけ手短にしたいと思っております。

本日は、4 つの質問を予定しております。特に、今議会は平成 2 8 年度の当初予算を審議する重要な議会であると思っておりますので、そういう前提で質問し、最後にまとめをしたいと思っております。

まず第 1 点目は、平成 2 8 年度に向けて市長の所信についてでございます。

今議会は 2 月 2 9 日に開会し、開会日の日程第 3 において市長より行政報告がありました。内容は、農業振興として阿波市ブランド認証制度を始めたことや、第 1 次産業関連事業のうち、成人式、消防団出初め式などの行事、知事への要望などについてでありました。3 月定例会は、これからこの 1 年間の予算を審議する大変重要な議会であるはずであります。そして特に市長にとっては任期 2 期目の最後の 1 年であります。残念ながらこれから 1 年間何をしようとしているのか、2 期目の間に何をやり遂げようとしているのか、市長の行政報告には何も示されておられません。

そこで、伺いいたします。

平成 2 8 年度は、市長にとって 2 期目最後の 1 年となります。2 8 年度の重要課題として、市長は何に取り組むのか、また市長が任期中にやり遂げようと思っている課題は何なのか、以上 2 点について市長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 笠井議員からは、平成 2 8 年度の市長の所信ということで、平成 2 8 年度は市長にとって 2 期目最後の 1 年、2 8 年度の重点課題として何に取り組むのか。2 点目が、任期中にやり遂げようと思っている課題は何かというご質問でございます。

笠井議員の言われましたように、平成 2 8 年度は市長として市政運営に携わってきた 2

期目の最後の1年になります。早いもので、平成21年5月に市長に就任して以来、また平成25年5月より2期目といたしまして与えられた任期もあと一年余りとなりました。この7年間で振り返ってみますと、いろいろなことがありました。議員各位を初め、市民の方々のお力添え、ご支援、ご協力をいただきながら、充実した日々を送っております。

最初に、2期目最後の1年となる28年度の重点課題として何に取り組むのかということですが、これまでも常々申し上げてまいりましたが、自治体の計画の中で、事業計画の中で最上位計画であります第1次の阿波市の総合計画におきまして、阿波市の将来像と位置づけております「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」づくりの実現のために、常に市民の目線に立ち、市民生活を最優先に考えた市政の実現に努めてまいったつもりです。市政、あるいは行政の推進につきまして、この間議員の皆様本当にご理解、ご協力を賜って、今まで随分とスピード感を持って事業ができてきたんでないかと思っております。

また、4万人の阿波市民の負託に応えるべく、市民の誰もが住んでよかったな、これからも住み続けたいなという生きがいを実感できるまちづくりに全力を傾注してまいりたいと思っております。

私が目指しているのは、昨今課題となっております地方創生や地方分権、あるいは人口減少問題の中で、市民に最も身近なところにある基礎自治体阿波市が、地域の資源や特色をしっかりと生かしたまちづくり、その仕組みを市民と協働、市民参画の中で執行することが、持続可能で強固な行財政基盤づくりじゃないかと考えております。

続きまして、政策を実現するための手法といたしましては、るる今までご答弁申し上げておりますけれども、市長として1期目に第1次の阿波市の総合計画に盛り込まれました各分野でのきめ細かな実施計画の必要性を感じ、各部局にあらゆる角度から事務事業を考察しながら、内部員のみならず、市民から選ばれたそれぞれの専門の方、あるいは委員の方に計画策定に参加していただきながら、事業の執行計画をしております。

市政を反映する事務事業を企画立案する場合に、職員にも常々言っておりますけれども、大所高所から物事を考えてくれ、あるいは木を見て森を見ず、こういうことはあってはならない。もう一点は、必ずハード事業、ソフト事業するときには、物語、ストーリー、先を見てどういう結果、効果が出るか、頭の中で考えながら事業を考えてほしい。また、事業実施計画を策定の際には、職員個人でなく、課、部、あるいは部局を超えて、しかも机上主義から現場主義で、しっかりと事業執行をしてほしい。こんなことを延々と、本当に

日々職員とともに語りながら、何年間仕事をしてきたつもりです。その結果、平成21年度以降、阿波市に最もふさわしいと思いますが、事業内容を反映した庁舎、あるいは幼保連携施設、学校給食センター等の基本計画等が始まりまして、中・長期的な本市の理念や方向性を明示した農業振興、あるいは子ども・子育て支援事業、地域福祉、健康増進、食育推進等々、限られた財源の中で集中と選択によって、緊急性を要するもの、一步置くもの等々選択しながら、実施しております。

この事業を実施するに当たりましては、本当に合併してよかったかなと思われる合併特例債、非常に有利な、金づるたらいかんですね財源がありますし、あるいは国、県の合併補助金、あるいは緊急に出る国の経済対策、しっかりその情報を把握しながら、行財政改革にも努力をしてきたつもりでございます。

特に、ハードを随分やってきたんですが、その中でハードととにかくソフトをしっかりドッキングさせて事業をやっていくというのも、一番重点に置いたことでないかと思っております。

いろいろ事業をやりましたけれども、一番小さい事業ですが、印象に残ってるのは、旧の阿波町から引き継いだ、長峰にありました老人ホーム、50人の地域の高齢者の方が住んでおる老人ホームがありましたが、これを市からお金を出して売却してしまった。恐らく、行財政改革ですね、行政のスリム化のための一番私が印象に残ってる事業だと思います。今では、この老人ホーム、私も年に二、三回はホームへ行きますけれども、入居してる方の老人が本当に明るくなってます。ボランティアの方と一緒に、私もいろいろやりませんが、本当に明るいです。また、すぐ隣に今、はやってます老人の住宅ですかね、有料の住宅を建てています。まだ、恐らくこれからもあの住宅規模を拡大していくんじゃないか。そういう発展していることにつながっていくっていうんですか、これも我々の本当に目で見ると一番の成果じゃなかろうかと思う。一番に印象に残っているやり方だったのかな。本当に、これは自慢をしてもいいんじゃないかと思えます。

そのほかに、吉野川の国の直轄事業あります。谷島の堤防、あるいは伊沢市の堤防、あるいは善入寺島の剣先の整備、あるいは今問題になってます、事業は進んでます、西原の堤防ですかね、あれも吉野川の河川総合計画の見直しの今発端となつとるようです。なぜかと言ったら、中程度の水、洪水ですかね、それであれだけの被害を受けた。国交省も、今までの河川整備計画を見直さざるを得ない発端になったんじゃないかな。これも随分国交省へお願いにも行きましたし、県を通じてお願いもしましたし、議員の皆様も、県選出

の国会議員、あるいは国土交通省へも随分と要望に行っていたかましまして、やっと全てが実行段階、あるいは実績として残ってきたんじゃないかと思っております。

先ほども吉田議員の質問の中で、阿波市の行財政改革、債務と基金の話、企画総務部長からしっかりと説明していただきましたし、それから市原政策監が説明いたしました。市原政策監の話をも聞いてなかったんですが、原稿を見てません。管理者の中で、政策監が来てからまだ10カ月ほどです。随分と阿波市の行政のやり方、あるいは行財政の仕組み、理解をしていただきまして、本当に阿波市の方向性をしっかり見きわめていただいているんじゃないかなと感じております。

今後におきましては、当たり前のことですがけれども、市民サービス、迅速でないかもわからん部分もありますけれども、正確に総合計画、あるいは30にも及ぶそれぞれ各部局の基本計画があります。このあたりをしっかりと職員とともに理解して、市民のための行政を進めていきたいと思っております。このことにつきましては、議員の皆様も市民の皆様も格別のご理解とご協力を賜りますよう切にお願いいたしまして、私の答弁といたしたいと思っております。

あと、任期中にやり遂げようと思っている課題は何かということもございますけれども、ハード、ソフトの比率は変わりますけれども、従来どおり総合計画、あるいは各種の計画、しっかり把握しながら、議員の皆様のご理解を得ながら、従来どおりの手法ではありませんけれども、若干方向性は変わっていくかもわかりませんが、市民の参画を得てしっかり実行していきたい、かように思っておりますので、何分ご理解とご協力をよろしくお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） ただいま市長の取り組みをご答弁いただきました。

阿波市総合計画に基づき、地域の資源や特色を生かしたまちづくりと、持続可能で強固な行財政基盤づくりを目指して、政策実現には各種の計画を策定し、農業振興、子育て支援など、集中と選択により計画に取り組むとのご答弁でございました。

それを踏まえて、当初予算で取り組む新年度の重点事業は何か、そして阿波市も合併して10年が経過して、平成28年度から一本算定に向けて、今年度は差額の1割が削減と、順次普通交付税の削減が始まりますが、当初予算ではどれだけの影響を見込んでいるのか、削減に見合う財源の見通しはどうか、企画総務部長にお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問の当初予算で取り組む新年度予算の重点事業は何かについて答弁させていただきます。

平成28年度の当初予算の編成につきましては、年間を通じる総合予算として、行財政改革に取り組むとともに、総合戦略を踏まえ、人口減少対策や地域の経済活性化、持続可能な地域づくりに向けた予算編成を基本に編成しております。主な事業を4点申し上げますと、1点目が、明日の阿波市を担う子どもたちの快適な教育環境の整備のため、児童・生徒の快適な学習環境を確保するため、市内の小・中学校にエアコンの設置を進めてまいります。阿波市では、合併以降、教育環境の整備充実に努めてまいりました。中でも、平成19年度から平成25年度にかけて、小・中学校の耐震補強工事を行ってまいりましたが、これにあわせて、大規模改造工事を行うなど、県下でも余り類を見ない手法で実施してまいりました。また、エアコンの設置につきましても、使用頻度の高い特別教室への設置を優先しており、今年度で設置が完了したところであります。これまで、児童・生徒の安全・安心を重視した学習環境の整備を進めてきたところですが、おおよそ完了したことから、学習環境のさらなる向上に向けた整備を進めていくこととし、普通教室へのエアコンの設置に踏み切ったところであり、平成28年度には設計業務を行い、平成29、30年度の2カ年で設置工事を行う予定であります。

2点目は、市場中学校体育館の改築事業であり、阿波市内には4つの中学校がございますが、体育館の整備状況につきましては、阿波、吉野の2つの中学校は合併前に、土成中学校は平成22年3月に改築いたしました。阿波市の将来を担う生徒の学習環境の均衡と学校体育のさらなる充実が図れるものと、市場中学校の体育館の改築を平成28、29年度の2カ年で実施いたします。

3点目は、総合計画の策定事業であります。

第1次阿波市総合計画が平成28年度に終了することから、第1次総合計画の基本計画で定めた施策の達成状況を検証しながら、平成27年度に行った市民アンケートや基本調査から市民ニーズを分析し、第2次阿波市総合計画を策定いたします。

次に、総合戦略であります。新しい人の流れづくり、地域における仕事づくり、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、活力ある暮らしやすい地域づくりの4つの基本目標の達成に向けた施策を展開していきます。

阿波市は、これまで子育てするなら阿波市と言われるように、さまざまな取り組みをし

てまいりました。新年度は、新たな取り組みとして、働くお父さん、お母さんの子育てと就労の両立を支援できるよう、病児・病後児保育事業に取り組みます。市内に施設ができることで、時間的、経済的負担が軽減されます。

また、子どもが欲しいのに授からないといった悩みを抱えている夫婦の経済的負担を軽減し、安心して不妊・不育治療をしていただけるよう助成事業も実施いたします。

さらに、阿波市では、県内でも先駆けて、小学校修了までの児童に乳幼児医療費の助成を行ってまいりましたが、新年度からは対象年齢を中学校修了まで拡大するとともに、事業名をあわっ子はぐくみ医療費助成事業と、名称も新たにスタートいたします。

阿波市版の総合戦略が実行段階に入ることから、人口減少に歯どめをかけるなどの施策に対し積極的に展開する一方、合併特例による普通交付税の段階的な削減が始まる年でもあることから、集中と選択による効果的な施策を展開するとともに、財政の健全な維持、徹底した行財政改革や重点化を含めた施策の調整を踏まえた予算編成としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、4項目めの平成28年度から普通交付税の一本化が始まるが、どれだけの影響を見込んでいるのか、また財政の見通しはについて答弁させていただきます。

阿波市では、平成28年度から普通交付税の激変緩和期間となります。普通交付税の合併に係る特例であります合併算定替は、合併年度、またそれに続く10年間は合併前の市町村がそれぞれ存在するとみなして算定してくれる制度であり、一本算定との差は、算定替の終了年度の平成27年度、今年度でございますが、約13億6,800万円でありました。その差13億6,800万円を平成28年度から平成30年度までの5か年間で段階的に減額していく制度であります。まず、平成28年度から1割、次の年度が3割、5割、7割、9割となっており、平成33年度からは完全に一本算定となります。しかし、普通交付税の算定には、その団体のさまざまな要素をもとに算定しますので、収入総額が、ただいま説明した減額するということではないということも、ここで添えておきます。

議員お尋ねの平成28年度の影響額につきましては、合併特例債等の交付税措置、公債費でございますが、これを除く部分で約1億2,000万円と考えております。また、平成28年度以降は、それらを踏まえて、現在の財政状況は比較的良好であるというものの、それに甘んじることなく、公共施設のマネジメント、アウトソーシングの導入等、行財政改革の制度を充実させる必要があると考えております。

次に、昨年の第1回市議会定例会において議決をいただきました新市まちづくり計画の中で策定した平成32年度までの中期財政計画の推計の概要といたしましては、市税は約19%、自主財源比率は30%前後で推移し、歳入の中で最も大きなウエートを占める地方交付税は、平成27年度では82億円で、歳入全体に占める割合は約43%ですが、合併の特例により普通交付税の算定が一本算定になる1年前の平成32年度には、各地方公共団体の行財政改革や地域経済の活性化の成果を反映するという内容を基本に、約12億円減少し、約70億円となる見込みとしております。このような推計をもとに、予算規模としましては、平成29年度は184億円、平成30年度は187億円、平成31年度は189億円、平成32年度は179億円と見込んでおまして、基金の取り崩しも含め、財源の確保をすることはできると考えております。しかしながら、依然として地方交付税など、国、県の依存財源に頼らざるを得ない財政構造の中、2025年問題に起因した社会保障給付費の増額も想定されることから、現時点で考えられる財政需要を考慮し、的確な情報把握等に努め、財政計画を毎年度見直しながら、市民サービスが低下しないよう財政運営に努めていかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 以上、新年度に向けての市長の所信と新年度の重点事業についてお伺いいたしました。

新年度の事業として、一昨年より多くの議員が要望してまいりました小・中学校のエアコン設置に取り組まれるということで、このことにつきましては大いに評価したいと思います。

それから、財源問題につきましては、平成32年度には約12億円減少する見込みということでございますが、財源の確保できますようご努力をお願いしたいと思います。

これまで、私、8回の定例会に出席してまいりました。いずれの会におきましても、その定例会の冒頭に、市長から課題としてこういうことに取り組みたいと、事業としてこういうことを行いたいという、これからの阿波市の施政方針を示されることがなかったように思います。特に、当初予算を審議する2月、または3月の定例会には、当該年度の所信表明、施政方針を示されるべきであろうと思います。今日ご答弁いただきましたことにつきましては、今後の審議の中で基本の考えとさせていただきたいと思っております。

第2点目は、河川整備についてでございます。

九頭宇谷川につきましては、平成26年11月の定例会で、三浦議員から東池田橋から県道鳴門池田線の中の樹木の伐採と護岸整備について質問があり、今当該区間の樹木の伐採等が進められているところでございます。

九頭宇谷川は、土成町浦池を起点に、吉野川まで約5.2キロメートル、県管理の一級河川で、典型的な天井川でございます。過去、昭和25年のジェーン台風と昭和34年の伊勢湾台風で堤防が決壊し、下流域に甚大な被害が発生した経緯がございます。一時的な改修はなされているようですが、本格的な改修は、昭和62年から平成10年まで間、吉野川から市場町内の600メートルが行われて後、それから上流の土成町の区間の改修が行われておりません。また、改修が行われていない区間は、現在相当部分堤防全体に竹や樹木が繁茂し、そのため護岸も劣化してきております。また、堤防の幅も本格的な改修が行われている下流域に比べ、脆弱で、地元では再び決壊するのではないかと大変心配をしております。

また、熊谷川は、土成町土成を起点に、吉野川まで約6キロメートルの同じく県管理の一級河川であります。中流域は天井川となっております。熊谷川も、過去昭和25年のジェーン台風で堤防が決壊したということでございます。現在、下流域から流量の確保のため、拡幅と河床の引き下げ改修が進められております。防災と周辺地域の排水対策のため、改修が急がれます。

先日の市長の行政報告の中で、一級河川の大久保谷川、五明谷川の堤防かさ上げ、樹木の伐採、しゅんせつなどを知事に強く要望したとのことですが、九頭宇谷川につきましても、竹や樹木の伐採と護岸の整備に取り組むとともに、中断している堤防の改修を県に要望するなど、市としても重要課題としての再開に取り組んでいただきたいと思っております。また、同様に、熊谷川の河川改修の促進に取り組んでいただきたいと思いますが、建設部長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 笠井議員の一般質問2項目めであります九頭宇谷川及び熊谷川の河川整備についてお答えいたします。

近年、全国各地で台風や集中豪雨による大規模な災害が発生し、本県におきましても、台風により甚大な被害をもたらし、改めて河川整備の重要性を認識しているところでございます。

ご質問1点目の九頭宇谷川は、徳島県管理の一級河川で、土成町浦池字北山を水源とい

たしまして、吉野川まで延長は約5.2キロになります。当河川の整備状況につきましては、天井川であるため、吉野川との合流部は特に重要箇所となっており、県は昭和62年から平成10年まで河川局部改良事業にて、吉野川から上流へかけ、市道池田御幸ノ北線にかかる東池田橋までの約600メートルの整備工事を実施し、流路部はコンクリート3面張りにて整備されており、堤天部は車両が通行することができる状況となっております。しかし、東池田橋から上流につきましては未整備であり、堤防の天部幅が狭く、護岸につきましても、練石積みまたはコンクリートで施工されている箇所もありますが、樹木が繁茂しており、底板についてもコンクリートで施工されていますが、劣化等により亀裂が多数見受けられる状況となっております。

県は、九頭宇谷川の河川整備につきましては、巡視と維持管理に努め、老朽化した護岸は、小規模となるが、維持管理事業にて対応していくとのことであります。この未整備区間につきましては、地元からも整備要望があり、平成26年度の知事市町村長地域懇話会東部2地区において、九頭宇谷川の河川整備要望を改めて行い、強固な河川整備は流れも円滑となり、災害の発生防止につながることから、整備促進を知事へ直接要望しております。その成果として、平成27年度から河川特殊改良事業にて、東池田橋から上流の県道土成徳島線までの区間約350メートルにおいて樹木の伐採及び護岸の補強工事が年次的に実施されることになりました。本年度は、樹木の伐採及び護岸工事に取りかかっております。上流の浦池地区におきましては、国庫補助事業の総合流域防災事業にて堰堤の改築工事を実施する予定とお聞きしております。

ご質問2点目の熊谷川は、徳島県管理の一級河川で、土成町土成字前田を水源とし、吉野川まで延長は約6キロメートルになります。当河川の整備状況につきましては、昭和49年度から改修工事に着手し、吉野川合流部から上流にかけ約1.8キロメートルが完成しております。本年度は、阿波高校方面に通じる市道南二条南北線にかかる北二条熊谷1号橋から下流の護岸工事約30メートルを施工しており、平成28年度につきましては、熊谷1号橋のかけかえ工事に着手する予定となっております。

なお、河川整備により幾分か河床が下がることにより、熊谷川東の県道鳴門池田線周辺箇所において市の排水対策基本計画に沿った事業と連携することで、浸水対策にもつながるものと考えております。

九頭宇谷川及び熊谷川周辺の住民の安全・安心を守るため、河川整備は欠かせないものでありますので、市といたしましても、今後も引き続き河川管理者である県に対しまして

早期に整備が図れるよう要望を続けていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 九頭宇谷川と熊谷川の河川整備についてお伺いいたしました。市のほうでも県に要望するなどして、事業の促進に努力をされているようです。また、市としても、排水対策など関連の事業に努めているとのご答弁でした。引き続きよろしく願いしたいと思います。

また、質問いたしました2つの河川もそうなのですが、阿波市は北の阿讃山脈から南の吉野川へ傾斜し、中小の河川が流れ込んでおります。このため、必然的に、大雨が降りますと、吉野川の堤防周辺には水があふれ、なかなか排水できないという状況があらわれております。河川改修が進みますと、そうした状況が加速しますので、吉野川の堤防周辺、阿波町から吉野町までの排水対策について、そういう点につきましても取り組まれるよう要望いたします。

第3点目は、人事評価制度の導入についてお伺いしたいと思います。

一昨年の5月に地方公務員法が改正されました。改正の趣旨は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることで、能力本位の任用制度の確立、人事評価制度の導入、分限事由の明確化であります。阿波市でも、平成28年度から人事評価制度を導入することとしておりますが、制度導入の狙いはどこにあるのでしょうか。そして、人事評価はどのように行うのか。具体的な手法がわからないので、お伺いしたいと思います。

また、改正地方公務員法では、任命権者は、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するものとするがありますが、阿波市では人事評価をどのように活用するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、笠井議員の一般質問の3点目、人事評価の導入について答弁させていただきます。

まず1点目の人事評価制度を導入するが、制度導入の狙いはどこにあるのかの質問について答弁させていただきます。

人事評価制度の目的につきましては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図り、組織全体の士気の高揚、公務能率の向上を図るものとされております。

阿波市においては、町村合併から今月で11年が経過いたします。合併後、行財政基盤

の強化を図りながら、少子・高齢化や人口減少問題などいろいろな課題に対し数々の事業に取り組んでいるところではありますが、依然として多様化する行政需要に対し効果的かつ効率的に事務事業を遂行し、地域の実情に応じてみずからの判断と責任において柔軟かつ弾力的に対応することがますます求められております。こうした事務事業を遂行する職員は、本市の定員管理の適正化のもと、合併当初493名の職員数から平成27年4月には380名となり、合併後10年間で約23%の職員削減に至っているところであります。この効果は、人件費の削減により一定の財政効果が得られたものと考えております。しかしながら、今後の職員の削減につきましては、削減目標値にのみ目を向けるのではなく、現在の職員の勤務実態と合わせて、今後の行政需要の動向や社会情勢の変化等を考慮した上で、市民サービスの維持と職員数のバランスに留意し、市民サービスの低下を招くことのないように取り組まなければなりません。

このような中で、さらに公共サービスの質を向上、維持させていくためには、職員一人一人がその能力を発揮するとともに、組織全体として公務能率を向上させることが求められております。

平成28年度から導入する人事評価制度は、議員もおっしゃられたように、平成26年5月に公布された改正地方公務員法を根拠法令とし、阿波市人材育成基本方針に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び上げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及び高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力、実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気の高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には市民サービスの向上につながっていくとされております。しかしながら、平成28年度から実施すると言いながら、数年間の試行期間を持って、本来の趣旨に結びつけていきたいと考えております。

2番目に、人事評価をどのように運用するのか、またどのように活用するのかについて答弁させていただきます。

運用につきましては、阿波市職員人事評価実施規程を定め、職員の能力評価と業績評価の2つの評価を取り入れ、職員がみずから設定した目標の達成を目指し、組織目標の実現を図ることはもとより、自己評価を行い、その行動を振り返ることにより、職員が自身の強みや弱みに気づき、上司との面談等を通じ指導助言を受けながら、職員が主体的に能力向上を図れるような人事評価の運用を目指してまいります。

能力評価は、職員の職務上の行動等を通じて、顕在化した能力を把握して評価するの

で、具体的には企画立案、知識技術、協調性、判断力などの評価を行います。また、業績評価は、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握して評価するとされており、具体的な業務目標を立てた上で、年度末にその達成度の評価を行います。評価の途中においては、仕事の進捗状況について、上司と部下が話し合い、上司は目標達成に向けた適切な助言を行い、最終的に評価結果を上司が部下にフィードバックしていく中で、なぜ目標が達成できなかったか、今後伸ばしていかなければならない能力は何なのか、そのためにはどのようなことを心がけていかなければならないのかなどについて対話を行うことで、上司と部下とのコミュニケーションを図り、職員の能力開発、人材育成、組織の業績、成果を向上につなげていきたいと考えております。

人事評価を行う最大の目的は、評価した結果を今後の職員の能力開発、人材育成につなげ、ひいては市民サービスへの向上維持につなげることが目的であります。この評価結果により職員の適材適所の人事配置、的確な任用、職員の人材育成、自己啓発促進や勤務意欲の向上など、能力、実績に基づく人事管理等にも将来的には活用していきたいと考えております。

今後も、全職員に対し、人事評価の正しい認識を持つための研修等を実施いたします。この研修を通じて、制度の趣旨、目的の周知を図るとともに、人事評価結果を人材育成や人事管理に反映できるよう、よりよい制度の構築に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 職員の発揮した能力と上げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行と公務員の能力養成を行い、組織全体の士気の高揚と公務効率の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上維持に活用したいとのことでございます。

主観の入らない公正な評価というのはなかなか難しいわけでございます。人事評価の導入に当たっては、人事管理のためというのではなく、人材育成に主眼を置き、職員のモチベーションを上げ、組織全体の能力が向上するよう運用いただきたいと思っております。

第4点目は、運転免許サブセンターの阿波市への誘致についてでございます。

昨年12月の議会定例会の一般質問で、県警の運転免許サブセンターの阿波市への誘致を提案いたしました。答弁では、今後情報を収集し、検討するとのことご答弁でございましたが、前の議会におきまして、次の議会再度質問するという事を申し上げておりました

ので、その後どう取り組んだのか、サブセンターの誘致の重要性につきましては、さきの議会でご説明したと思います。改めて誘致に積極的に取り組みをご提案したいと思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

1、2、合わせてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 笠井議員からは、運転免許証のサブセンターを阿波市へ誘致をとというような提案でございます。この件につきましては、12月議会だったですかね、質問もありました。あと、今吉田正議員のほうからも、まるっきり同じ質問でご答弁申し上げたとおりと言いたいのですが、ただ私のほうから一言言っておきたいのは、この件につきましては、県警がこの年度末までに今後10年間の組織のあり方をまとめた大綱方針を出すことにどうもなってるようです。その中では、徳島東警察署、あるいは徳島西と石井警察署、徳島北と板野警察署、そのあたりの再編整備が主となっているんじゃないかなど。ただ、この大綱の中に、免許のサブセンターを入れるということまでは、情報をしっかりつかんでおるつもりです。ただ、これにつきましては、今後10年間の組織のあり方の中でサブセンターということなんですが、県の総務委員会等々の答弁とか、今やってますけれど、そのあたりをいろいろ情報を聞いてみますと、平成30年ぐらいからサブセンターの検討に入るんじゃないかというようなことも、どうも議論されてるようです。非常にこのサブセンターについては、警察の再編整備が先行してるんじゃないかな、そういうような中で、サブセンターの情報が極めて少ないし、県警の口がかたいと言うたらいやらしいんですが、相当口もかたいんじゃないかなというようなことです。だから、12月以降、私の知ってる情報からは進展してないと思います。ただ、笠井議員、非常に熱心に質問もされてるようですけれども、吉田議員に答えたとおり、これ以上の私のほうから、徳島県警の業務なので、コメントとかできないところがつらいところです。なお、今後しっかりとそのあたり動き、情報をお聞きしながら、対応を図っていきたいと思っております。

参考までに、あと県警のほうでは、位置とか、設置の場所等については、免許の持っている人口とか、いろんな交通事情とか、そのあたりを勘案しながら場所等を決定していく。それも、先ほど申しましたように、平成30年ぐらいからかかろうかなっていうふうな話です。ただ、免許の持っている方については、即日交付ということなので、松茂並みに早くやるように、私のほうからもぜひともお願いをいたしたい、かように思ってます。本当にご期待のない答弁、つれない答弁でございますけれども、ご理解よろしくお願ひしたい

と思います。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 市長からは、状況を見て対応するということかなというふうに理解しましたけれども、そういうことでよろしいんですか。今後の情報収集しながら、状況を見て対応をするというふうに理解したんですけど、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（木村松雄君） 野崎市長。

○市長（野崎國勝君） そのとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 笠井一司君。

○2番（笠井一司君） 運転免許センターは重要な施設というふうに思っております。そういうことですので、できるだけ早いうちに積極的に誘致に動くべきだと思います。

県では、今消費者庁の誘致に向けて取り組んでおりますが、これも全国に先駆けて一番に手を挙げて取り組んだからこそ、今、日の目を見ようとしているところでございます。サブセンターについては、既に幾つかの自治体において誘致に向けて動きを見せております。どうか市長にも適切な対応をお願いしたいと思います。

3月定例会最後となりました。まだ大分時間も残っておりますので、思うところを述べたいと思います。

私も、当選以来2年を経過いたしましたし、おぼろげながらではございますが、少しずつ議論に参加できるようになりました。本日の第1問目では、市長の施政方針についてお伺いいたしました。市長には、本会議の開会の際に、今後の予算を伴うこともございますので、所信を述べるべきではないかなと思っております。これまで、本会議の場でこうした点についてお聞きしておりませんでしたので、今後は答弁内容をもとに議論をしていきたいと思います。その中で、やはり財政基盤が今後の大きな課題であり、さまざまな施策を集中と選択により計画的に行っていくということでございました。私も同感でございます。

それから、今回質問いたしました3点目、人事評価ということでございますが、人を評価するにいたしましても、市長と管理職員、それと市民の間に信頼関係が必要であろうと思います。どうか市長には職員を信頼されまして、職員の力が十分発揮できるようお願いしたいと思います。

それと、議会との関係についてでございますが、今朝ほど原田議員が触れておりました

が、幸いにして今回予算化されましたけれども、小・中学校へのエアコン導入と中学生の医療費助成、2年間何人も議員が質問しても、なかなか難しい。かたくなに拒否されておりましたが、いつの間にやら決まっているという状況でございました。何度も議論したことがございますから、決める前に議会に丁寧な説明が必要なのではないかと思います。

その他、議会に対して重要な案件について、いつも説明が直前になっておるケースが多々あります。時間の余裕を持った説明をお願いしたいと思います。

新市庁舎ができて、はや1年、すばらしい市庁舎になりましたが、私もこの市庁舎にふさわしい議員になるべく、今後も努力していきたいと思います。市職員、そして市長には、立派な庁舎にふさわしい職員や市長になれるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） これで2番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 2号 平成27年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について

日程第 3 議案第 3号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第 4号 平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 5 議案第 5号 平成28年度阿波市一般会計予算について

日程第 6 議案第 6号 平成28年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 7 議案第 7号 平成28年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 8号 平成28年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 9号 平成28年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第10 議案第10号 平成28年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第11号 平成28年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第12号 平成28年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算に

ついて

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 1 4 議案第 1 8 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 9 号 阿波市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 0 号 阿波市行政不服審査法施行条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 2 1 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 2 2 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 2 3 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 阿波市高齢者支援事業に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 8 号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 阿波早田老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 市場地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 市場流地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 3 2 号 市場香美住民集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 3 3 号 市場伊月集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 3 4 号 市場北洲集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 3 5 号 市場西尾開集会所の指定管理者の指定について

- 日程第32 議案第36号 市場中央第1集会所の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第37号 市場箸供養集会所の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第38号 市場西ノ岡集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第39号 市場田淵集会所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第40号 市場善入寺南集会所の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第41号 市場北原集会所の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第42号 市場遠光集会所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第43号 市場興崎町筋集会所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第44号 市場中南大北集会所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第45号 市場定松集会所の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第46号 市場奥日開谷集会所の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第47号 市場三共集会所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第48号 市場新女寺集会所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第49号 土成出口多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第50号 土成旭多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第51号 土成同志多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第52号 土成緑集会所の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第53号 土成桜多目的研修集会施設の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第54号 土成藤原多目的研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第55号 土成郡農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第56号 土成下藤原農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第57号 岩野飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第58号 川原芝飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第59号 平間飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第60号 大久保飲料水供給施設の指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第61号 阿波一徳構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第62号 阿波北部集落センターの指定管理者の指定について

- 日程第59 議案第63号 吉野中央農業担い手センターの指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第64号 土成宮川内構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第61 議案第65号 市場伊月大型共同作業場の指定管理者の指定について
- 日程第62 議案第66号 市場錦鯉流通市場の指定管理者の指定について
- 日程第63 議案第67号 市場大影農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第64 議案第68号 市場大野島農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第65 議案第69号 市場開ノ口農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第66 議案第70号 市場切幡農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第67 議案第71号 市場山野上農業構造改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第68 議案第72号 阿波市道路線の認定について
- 日程第69 議案第73号 阿波市道路線の変更について

○議長（木村松雄君） 日程第2、議案第2号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第6号）についてから日程第69、議案第73号阿波市道路線の変更についてまでを一括議題といたします。

これより質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第73号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長におかれましては、第1回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、14日は休会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、14日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

16日午前10時より文教厚生常任委員会、17日午前10時より総務常任委員会、18日午前10時より産業建設常任委員会でございます。

なお、次回本会議は3月23日午前10時再開いたします。

また、議会改革検討協議会を11日午後1時から、同じく11日の午後2時から会派代表者会議を開催いたします。議員全員協議会を15日の午後2時から開催いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時30分 散会